

平成28年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成28年3月11日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	大澤由香里君	第2番	澤本 幹男君	第3番	清水 明君
第4番	小峰 陽一君	第5番	石田 芳英君	第6番	宮野 亨君
第7番	高橋 邦男君	第8番	原島 幸次君	第9番	村木 征一君
第10番	師岡 伸公君	第11番	酒井 正利君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 徳王 龍介君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
企画財政課主幹	天野 成浩君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	宮田 昭治君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
会計管理者	原島 政行君	教 育 課 長	守屋 吉彦君
病院事務長	河村 光春君		

平成 28 年第 1 回奥多摩町議会定例会議事日程[第 3 号]

平成 28 年 3 月 11 日 (金)

午前 10 時 00 分 開 議

会 期 平成 28 年 3 月 8 日～ 3 月 23 日 (16 日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	---	議長開議宣告	---
2	---	一般質問 (11 名) 1 高橋 邦男議員 2 澤本 幹男議員 3 原島 幸次議員 4 小峰 陽一議員 5 石田 芳英議員 6 師岡 伸公議員 7 村木 征一議員 8 大澤由香里議員 9 酒井 正利議員 10 清水 明議員 11 宮野 亨議員	---
3	陳情第 1 号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(決議)の採択を求める陳情書	趣旨採択

(午後 3 時 55 分 散会)

午前 10 時 00 分 開議

○議長（須崎 眞君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日に限り町広報担当者が議場内で、写真撮影を行いますのでご承知おき願います。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほどよろしく願います。

日程第 2 一般質問を行います。通告のありました議員は 11 名であります。これより通告順に行います。

初めに 7 番、高橋邦男議員

〔7 番 高橋 邦男君 登壇〕

○7 番（高橋 邦男君） 今回は 2 件質問をさせていただきます。

1 件目なのですが、平成 26 年 9 月議会でも質問させていただいた内容であります。地域ささえあいボランティア事業についてお伺いいたします。

平成 26 年 6 月、町社会福祉協議会に委託された開始されました地域ささえあいボランティア事業もこの 3 月には 1 年 9 カ月が経過しようとしています。この事業は、高齢者等の社会参画や外出の機会を援助する事業で、援助内容としては医療機関や買い物等の送迎、留守番による見守り、その他必要な援助であります。ここでは特に送迎に的を絞ってお話しさせていただきます。

この事業は、過疎化、少子高齢化が進む本町にとっては、公共交通機関の利用が困難な特に高齢者の方々の足の確保という点において、外出支援サービスとともに必要な事業であります。また、この事業は住民の有償ボランティア、特別協力会員と呼んでいます。の皆さんによって支えられていることから、本町が目指しているみんなで支えるホットなまちづくり達成の一翼を担っていると思います。昨年の 12 月末現在、送迎だけで延べ 200 件近くの利用があったそうです。ただ、それを支える特別協力会員の方がもっと増えていただければありがたいのですが、という担当者のお話を伺ったことがあります。そこで、ぜひ住民皆さんにこの事業の趣旨を理解していただき、協力を得られるよう、積極的な働きかけをしてほしいと思います。また、利用者の皆さんがこの事業を手軽に利用できるよう、お礼として支払う利用料の軽減が図れば、利用者の方も助かるはずです。

そこで予算の増額、現在 120 万円ですが、をしていただき、利用料の一部負担ができないものでしょうか。ちなみに、送迎の報酬額、平日の昼間ですが、30 分間当たり 500 円、保険代は 50 円、片道利用の際には加算分として 300 円があります。この事業のさらなる充実を図るために、地域ささえあいボランティア事業に対して協力が得られるよう、積極的な働きかけと予算の増額をお願いいたします。

2 件目の質問です。国道沿いのスギ・ヒノキの間伐と枝打ちのさらなる取り組みを。平成

24年6月町議会において、原島幸次議員から「街道沿いのスギ・ヒノキの間伐及び枝打ちの積極的な取り組みを」についての一般質問がありました。その後、町は西多摩建設事務所への積極的な働きかけをしていただきましたが、今なお整備の余地が残っています。特に国道沿いのスギ・ヒノキの間伐と枝打ちは、美しい景観の保持や花粉症発生源対策とともに、冬期における凍結、雪害の防止、倒木被害の防止など道路の安全確保のためにも必要であります。1月の環境審議会の席上においても、委員の皆さんからも強い要望もありました。ぜひ国道沿いのスギ・ヒノキの間伐と枝打ちのさらなる取り組みをお願いいたします。

以上2件、よろしく申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 7番、高橋邦男議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、地域ささえあいボランティア事業についてであります。この事業は平成26年6月から開始した事業で、高齢者の日中見守りや町内町外の医療機関への受診、買い物等に出かける際の移動手段として、援助を受けたい人に対して、援助ができる人が支援する新たな仕組みとして設けられたものであります。事業を利用する方、協力できる方、それぞれが利用会員、協力会員として、また特に自家用車を使って送迎をしていただく方に特別協力会員として登録をしていただき、社会福祉協議会がそれぞれの会員のニーズに応じてコーディネートをするものであります。町社会福祉協議会に委託をして行っている事業でございます。

この事業を開始するきっかけは、公共交通機関はあるものの最寄りのバス停やJRの駅まで歩いて行けないので、近所の方に車を出してもらっていたが、これが重なると気兼ねをする。また、お礼をどうすればよいのか悩んでしまうという声をお聞きし、誰でも登録すれば気兼ねなく決まった額で利用できる制度として設けたものであります。

平成26年度の利用実績は、事業開始の6月から翌年の3月までの9カ月間に、通院が79件。このうち町外の医療機関への通院が60件。買い物28件、このうち町外への買い物が27件。その他が14件の計121件でありました。平成27年度ではこの1月末現在で、通院が81件。このうち町外の医療機関への通院が65件。町内の通院が16件。買い物が22件で、このうち町外への買い物が18件、町内が4件、その他が23件の計126件と、順調に実績が伸びている状況でございます。

この結果を見てもわかるように、通院、買い物ともに圧倒的に町外への送迎が多く、町内の医療機関の受診については、町の外出支援サービスを使い、町外の医療機関への受診や買い物等には、この地域ささえあいボランティア事業を利用されていることがわかります。いわば事業によるすみ分けがされつつあるというふうに考えております。ちなみにこの1月末までに外出支援サービスを利用して、延べ1,674名の方が七つの医療機関を受診

されておりますが、そのうち 66.4%、1,012 名が奥多摩病院及び峰谷診療所等を利用されております。

一方、地域ささえあいボランティア会員の登録状況でございますが、同じくこの 1 月末現在で、全自治会で 114 名の方が登録されており、このうち自家用車による送迎を行う特別協力会員は 19 自治会で 35 名の方が登録されております。議員からもご指摘があるように、この特別協力会員が通院、買い物などの送迎を担当していただいておりますので、今後もより多くの登録を望んでいるところであります。現在、町では平成 28 年度から 5 年間の町の保健福祉分野の総合的な計画である奥多摩町地域保健福祉計画を策定しております。この計画の策定に当たり、昨年実施いたしました奥多摩町の地域保健福祉等に関する調査におきまして、地域ささえあいボランティア事業についてお聞きしたところ、回答者の 6 割の方が聞いたことがないという回答でございました。事業が始まって 1 年 9 カ月が経過しましたが、まだまだこの事業に対する認知度が低く、今後町あるいは社会福祉協議会において、さらに事業の周知及び普及啓発を積極的に行っていく必要を感じたところであります。

さて、ご質問の予算を増額して利用料の一部負担ができないかについてでございますが、議員からはこの事業が開始された平成 26 年第 3 回定例会の一般質問において、同様のご質問をいただき、町外の病院受診の際の待ち時間の取り扱いについてご質問をいただきましたが、この待ち時間については、お互いの話し合いにより、協力会員が自分の用事を済ませるなどの工夫により、待ち時間のお礼を軽減できるのではないかという趣旨のお答えをさせていただいたところであります。ご承知のとおり、この事業は住民皆様の善意により成り立っている事業であり、お礼として利用料を介在させることにより、気兼ねなく利用ができるよう制度化したものであります。

しかし一方では、住民の高齢化が 48%という高齢者の多い町にとっては、今後も利用者がさらに増加し、このことによって特別協力会員が不足することが考えられます。現在、町では若者の定住化を図ることで各地域において、高齢者の見守りを推進していく考えであります。今後においても、この地域力が高齢者福祉にとって大変重要であると考えております。このため、地域ささえあいボランティア事業につきましても、地域住民が支え合うという形でスタートした理想的な事業でありますので、町としても息の長い事業にしていきたいと考えております。予算の増額による助成につきましては、既に利用されている高齢者や特別協力会員の皆様に、ご意見やご感想、ご提言などをいただいた上で、より使いやすい、また相互の負担の軽減が図られるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、「国道沿いのスギ・ヒノキの間伐と枝打ちのさらなる取り組みを」についてでございますが、管内一円の国道沿いは、道路を挟み山側及び川側に立木が繁茂し、生い茂り、昼間でも薄暗く、防犯灯や道路照明が点灯している箇所があります。また、これらの箇所は事故の要因にもつながることから、山林所有者の責任において対応していただくよう、

広報おくたま3月号にも協力依頼を掲載したところであります。林業の低迷などにより、その対応が容易にできない状況であります。また、自治会及び小中学校PTAからも、同様の要望が町に寄せられており、冬期における凍結や倒木防止の観点から、道路管理者である東京都西多摩建設事務所に対して継続的に要望しているところでございます。

また、西多摩建設事務所においては、これらの要望に基づき、道路管理区域内での支障木については、山林所有者の承諾をいただきながら対応しており、原則として道路の区域内に限られますので、道路区域外にまで範囲を拡大することができないのが現状であります。現在、町では、東京都から100%の補助をいただける森林再生事業や町単独事業の日照権確保対策事業により、森林整備や日照の確保、景観対策を推進しておりますが、これらの事業につきましても、山林地主の同意がなければ実行することは不可能でありますので、今後も住民生活に支障となる道路につきましても、関係地主あるいは関係自治会の協力をいただきながら、住民の安全・安心の確保を第1に、引き続き対応してまいりたいと考えております。

○議長（須崎 眞君） 高橋邦男議員、再質問はありますか。

○7番（高橋 邦男君） 答弁のほう、ありがとうございました。まず、1件目の方の地域ささえあいボランティア事業。今答弁の中でもありましたように、この事業は基本が住民同士の協力ということですので、町のほうの助成の部分は、財政の支援の部分については、なかなか難しい面もあると思います。あとは、いろいろ状況を見ながら、その辺はまた出せる部分は出せるように、いろいろまた検討をお願いしたいと思います。

質問なんですけども、答弁の中にもあったんですが、この事業が住民の皆さんにまだ浸透していないという部分です。やはりそこが問題かなと思います。一つは、やはり60代の人、70代の人、現役をリタイアした人たちの協力をどう仰ぐか。自分としては、やはり自治会だとか、町内の老人会の、老人会の方と言うと語弊があるかもしれませんが。いろんな関係機関の方に、町はもちろんなんですけど、自治会長さん初め、あるいは我々議員もそうだと思います。もっともっと住民の皆さんに呼びかけるということをしていかなければいけないかなと思うのです。この前、防災無線でも協力会員、特別協力会員の募集を放送で流していましたが、もちろんそれも大切ですが、それ以外に具体的に、今後、何かそういう広報的なもので計画しているものがあるかどうか。あればちょっと教えてほしいなというふうに思っています。それが一つの質問です。

これは質問ではないのですけれども、第5期長期総合計画で、この地域ささえあいボランティア事業の目標が掲げられていたのです。最終年度は平成36年度。そのときの利用者数、利用件数を、180件だったと思うんです。そういう意味から考えると、結構目標よりは利用者の数は増えてるかなというあれがあるので、ぜひ協力会員並びに特別協力会員の方々の協力を得られるよう、努力してほしいなと思います。

二つ目の質問なのですが、間伐、枝打ちの方です。2件目の質問なんですけれども、や

やはり山林所有者の協力を仰ぐという部分が必要であるということと、もう一つは、やはり間伐できるのが道路区域内に限っているということなので、やはりこれは東京都のほうへぜひ要望していただいて、町が今実施している四つの森林再生事業みたいなものがあると思うんです。日照確保、それから森林資源を活用した観光振興森林整備。これは観光施設面だと思うんですけど。それと多摩の森林再生事業、これは森林整備。それからもう一つ、名称は変わったと思うんですけども、水の浸透を高める枝打ちの事業、この森林整備。結構な予算を組んでいるんです、東京都からの補助で。ですから、その辺がうまく使えるように、東京都のほうへ働きかけをお願いしたいなと思います。これは質問ではなくて要望です。もし何かあれば答えてほしいと思いますけれど。

以上、質問としては1件ですけれども。

○議長（須崎 眞君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 7番、高橋議員の1件目の質問にお答え申し上げます。

議員からご指摘あったように、まだまだ住民の皆様に対してのPRが不足しているということにつきましては町長からも答弁させていただいたとおりでございます。私ども所管として、やはり反省すべきところは反省してもう少しきめ細かなPR方法を実施していかなければいけなかったのかなと思っております。現在、先ほども答弁の中でもお答え申し上げましたとおり、協力会員と利用会員合わせて114名。特別協力会員がそのうちの35名ということで、この35名の方が常に協力できるかということ、なかなかそれも難しいところですので、この方たちを増やしていかないと、町外内、町内も含めての送迎についてはなかなか実施が難しいというところもあります。そういうところでは、よりPR方法を工夫して、例えば町広報についても、毎月、毎号に載せるとか、あるいは、福祉の社協の広報についても載せるとか、あるいは自治会議、その他の関係機関の会議等でもPRしていきたいと、そういうふうを考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 7番、高橋邦男議員の、ただいまの森林再生事業等につきまして、若干ご説明をさせていただきたいと思っております。

森林再生事業につきましては、荒廃が進んでいるスギヒノキ等の人工林で、それを間伐することによって、公益的な森林の機能を回復させていこうという事業で、平成14年度に始まっておりまして、今年度は開始から14年度目ということになります。この事業におきましては、これまで間伐した面積は3,288ヘクタールと、スギの木の町内人工民有林の約43%という、かなりの面積を実施しております。この対象地は国道等含めて、上とか下も全て対象になっておりますので、そういった場所も実施をしております。なお、間伐率は3割ということで、見通しがよくなるほどではないということになりますが、実施をしております。この事業につきましては、今後も引き続きその目的に沿って実施をしてみたいと思っております。

それから日照確保対策事業、こちらにつきましては以前に高橋議員のほうからもご質問をいただいておりますけれども、住宅の良好な環境のための事業ということで、自治会のほうに申請をしていただいているという事業で、昨年9月から伐採費用等の補助金のアップを図りまして、現在西多摩、各実施している市町村と遜色のない事業となっております。したがって、この日照確保のほうは自治会の実施ということなので、若干厳しい部分があるかなというふうに思います。むしろ道路日照確保のほうなのかなというふうな気がします。

それから、森林資源を活用したというのは観光ルートということで、主に登山者ですとか、森林セラピーなどの山すそ歩きの方が対象ということですが、こちらについても東京都のほうと今後、事業が継続していくかどうかということが今検討中でございますので、事業内容が確定した段階でご説明をさせていただきたいと思います。水の浸透を高めるといのはこれまでの花粉症発生源対策事業の枝打ちの後継事業といひましようか、10年で終わったので、その続きということで新たな目的で実施されるものということで、対象は森林再生事業を実施したところということになります。

長くなりましたが、説明は以上です。

○議長（須崎 眞君） 高橋邦男議員。

○7番（高橋 邦男君） ありがとうございます。以上で終わりにします。

○議長（須崎 眞君） 7番、高橋邦男議員の一般質問は終わります。

次に2番澤本幹男議員。

〔2番 澤本 幹男君 登壇〕

○2番（澤本 幹男君） 2番、澤本でございます。

それでは1点、小型無人機ドローンの活用方法についてお伺いをさせていただきます。

町がドローン特区申請に早々に名乗りを上げていただきましたことに感謝を申し上げます。これからドローンは日本においてさまざまな用途が考えられますし、ニーズもあります。世界各地では実際に利用が始まっております。全国の各自治体も既に導入の検討をしております。企業もドローンの利用を検討しており、このドローン特区を利用してドローンの都市近郊部での利用、活用を全国の市町村に先駆けをできる絶好のチャンスだと思います。

予想される奥多摩町のドローン活用方法としまして、災害の被害の状況の早期確認。雪害や風水害等での使用です。食料や医療品、通信機器などの物資の搬送。高齢者・急病への対応、小口宅配等です。獣害対策や建設現場などの測量。動物駆除への対応や、現場の把握。観光対策としましてドローンレースの開催やドローンの遊園地等が考えられます。また産業育成・雇用対策としましても、ドローン開発企業や、利用企業の誘致等が考えられます。

現在ドローンは小型ですが、将来は性能や機能・能力がより向上しまして、また大型化

もして小型ヘリコプターとしての多くの活用が期待されております。いずれは物流の場面においても大きな変革をもたらすものと考えられます。例えば東京 23 区は道路の飛行が事前許可制になっておりますが、物流センターというのは地方にありまして、都内の 23 区や近隣の町よりも早く奥多摩町に小口の宅配便が届くことになります。逆に奥多摩町からも早く小口の宅配便を送ることができます。事業の採算面は別としましても、実現は可能となります。ぜひ、この特区の認定をいただきまして、使用して実際に役立てていただきたい。そして奥多摩町の魅力発信とドローン取り組み先進の町、奥多摩を全国に広めていただきたいと思います。今後の取り組みについてのご所見をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 2 番、澤本幹男議員の一般質問、小型無線機ドローンの活用についてお答え申し上げます。

近年、遠隔操作や自動操縦により飛行し、写真撮影等を行うことができる無人航空機が開発され、趣味やビジネスを目的とした利用者が急増しております。この無人飛行機とは。人が乗ることができない飛行機。回転翼航空機、滑空機、飛行船であって、遠隔操作または自動操縦により飛行されることができると定義をされております。いわゆるドローン、マルチコプター、ラジコン機、農薬散布用ヘリコプター等がこれに該当いたします。ドローンの市場はこの先 10 年間で急速に拡大していくものと見込まれており、民間の市場調査では 2015 年 4 月 15 日発表によれば、国内の産業用無人飛行機・ヘリコプターの市場規模は 2015 年に 16 億円だったものが、2022 年には 406 億円と大きく拡大するものと予測をされております。

一方、このような、無人航空機が無秩序に飛行することで、人が乗っている航空機の安全が損なわれることや、地上の人や、建物、車両などに危害が及ぶことはあってはならないことであり、昨今では、ドローンが首相官邸屋上に飛来するなど、さまざまなトラブルの要因になっております。このため国土交通省ではトラブルを防止するため、航空法の一部を改正する法律、平成 27 年法律第 67 号を、先の第 189 回通常国会に提出し、既に成立・公布をされております。この法律では、無人航空機の飛行に関する基本的なルールとして、飛行の禁止区域と飛行の方法について規定しております。これにより、無人航空機の利用者は、同法及び関係法令を遵守し、第三者に迷惑をかけることなく安全に飛行させることが義務化されました。

飛行の禁止区域について具体的に申し上げます。航空機に衝突するおそれや、落下した場合に地上の人などに危害を及ぼすおそれが高い地域として、地表または水面から 150 メートル以上の高さの空域、空港周辺での空域、人口集中地区の上空の 3 カ所が定められており、このうち人口集中地区の上空とは、東京都の場合は平成 22 年の国勢調査の結果によ

り、23区全域、多摩地区東部地区の区域で飛行させることは原則として禁止されています。また飛行の方法については、飛行させる場所にかかわらず日中、日の出から日没までに飛行させること。また、直接、肉眼による目視範囲内で、無人航空機とその周辺を常時監視し、飛行させること。第三者または第三者の建物、第三者の車両などの物件との間に距離を30メートル保って飛行させること。祭礼など、多くの人が集まる催し場所の上空を飛行させないこと。爆発物など危険物を輸送しないこと。無人飛行機から物を投下しないこと等がルールとして定められております。

以上の飛行禁止空域内や飛行ルールによらず無人飛行機を飛行させるとする場合には、安全面の措置を講じた上で国土交通大臣の許可を受ける必要があります。

一方、総務省では、本年1月19日にドローン向けの電波規制の見直しを決定いたしました。ドローン操作には、現在は免許の要らない、インターネットと同様の無線LAN、Wi-Fiの周波数帯を使っているため、電波の出力制限が厳しく、10ミリワットまでとされており、操縦は3キロメートルまで、画像送信は最大300メートルほどしか飛ばせませんが、特区となり、電波の出力規制が緩められれば、新たに割り当てられる5.7ギガヘルツ帯や2.4ギガヘルツ帯と呼ばれる周波数帯では1ワットまで出力ができることから、5キロほど離れても操縦や画像の受信ができるようになります。これにより、議員が幾つかご質問がありましたように、橋などのインフラの点検や、火山や土砂崩れの調査など、災害分野への活用が可能になります。

またこれと同時に、利用者には免許の取得も義務づけられることとし、今年の夏までには関連する省令を改正することとあります。当町における今までのドローンに関する経過につきまして申し上げますと、平成27年5月に開催された東京都町村長会議におきまして、東京都から国家戦略特区による地方創生の展開についての説明を受けた後、協議がなされ、東京都町村会として13の町村、島の9町村、内陸部の4町村、計13町村が国家戦略特別区域に参加することが了承されました。

これを受け青ヶ島村を除く12町村では、近未来技術実証特区として無人飛行機、いわゆるドローンの自動飛行に関する航空法令及び電波法令規制緩和の取り組みに参加することを東京都に報告し、現在、許可を待っているところでございます。これと並行して、役場内におきまして平成27年6月にドローンを具体的にどのような分野で有効活用が図れるかを検討するため、国家戦略特区による地方創生検討プロジェクト、ドローン・プロジェクトを設置いたしました。この会議の中で、具体的な活用のイメージとして災害対策分野では火災・台風・雪害・土砂崩れによる災害現場などの確認、孤立集落への食料等物資運搬や状況の確認など。福祉分野では、高齢者の見守りや安否確認及び医薬品の運搬。農林水産分野では、獣害対策としてサルの追い払い、動物の行動調査、ワサビ田や森林被害の確認、駆除したシカ肉の運搬、スズメバチ巢の処理など。観光産業分野では、従来は撮影できなかった滝やダム上空など、ビューポイントの撮影や四季折々の風景や観光スポット

の空撮など。教育分野では、歩く大会などイベントのときの状況把握、児童生徒に自分たちの地域の状況把握など、実にさまざまな活用方法が掲げられました。

このようにドローンの活用により、山間地域に暮らす我々の生活にとって、住民の安全安心の確保を初め、情報収集などをさまざまな分野で応用できる特区の認定を受けることは、産業振興を含め大変大きな可能性があるものと考えております。また、このプロジェクト会議では、平成27年の10月21日に旧古里中学校校庭を利用し、一般社団法人日本ドローン空撮協会の職員を招き、実際に能力の異なる3機種を飛行させ、上空から浮き輪を目的地点に落下させる実験や、空撮動画の中継、地上のパソコン画面で確認するなど、改めてその能力の高さ、応用範囲の広さを実感したところであります。

しかしながら、現在のところドローンはバッテリーが小型のため、持ち上げ能力も低いこと。そのため飛行時間も短いことなど、技術開発上の課題もあり、今後数年の間には、技術革新によりこれらの能力が大きく改善されるとともに、機材の価格も低下していくものと予想しております。

町ではこのプロジェクト会議においてさまざまな活用方法を検討してまいりましたが、近未来技術実証特区の認定を受けることによって、ドローンを飛行させる高さや出力の規制が緩和され、操縦可能範囲も広がるため、今後どのような機器を選択したらよいか、実用面から用途に合った機種の検討を重ねた上、技術開発の状況に照らし合わせてドローンの導入時期を検討してまいりたいと考えております。

○議長（須崎 眞君） 澤本幹男議員、再質問はありますか。はいどうぞ。

○2番（澤本 幹男君） ご答弁ありがとうございました。町のほうでもプロジェクトを設置して実際にやってるという、また、飛ばしているというお話を聞きまして、ありがとうございました。

1点ちょっとご質問させていただきます。そうした場合も含めてぜひ認可をいただきたいと同時に、町民の協力というものも得たらどうかなと思います。中には好きな方もいるでしょうし、また詳しい人、もしくは専門家を交えて講習会を開くとか、そういうことでまた町民の協力も得てやっていた方がよろしいかと思うのですが、ご検討願いたいと思います。ご質問です。よろしくをお願いします。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 2番、澤本幹男議員のご質問にお答えをさせていただきます。

町民の協力ということでございますけれども、当町におけるドローンの活用方法は多くの可能性があるというお話を今、町長のほうからさせていただきましたけれども、来年度の予算におきまして、近未来実証実験の特区の認定を受けられる見込みであるという中で、まずドローンの操作の習熟のために、入門機として簡易なものを購入する予算を組ませていただいております。これは職員みずからがこの機械をさわって操縦することによって、

ドローンというものを肌で感じる必要があるということで購入するものでございますが、この分野では、既に住民の皆さんがかなり先に進まれているということで、この操作の方法についても、多くの方が習熟しているというお話を伺っておりますので、これからその機械を買った折には、ぜひまずご協力をいただいて、操作を教えていただきたいと思いますと思っておるのが1点でございます。

その上で、29年度以降、これから機械もどんどん進化し、価格も低廉になってくるという中で、こういった機械を買うかということで、またドローンプロジェクトで決めてまいりますけれども、それを決めた暁に、また住民皆さんとどうゆう形で今後協力ができるか、どの分野でできるかということも含めて検討をさせていただきたいと思っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 以上で2番、澤本幹男議員の一般質問は終わります。

次に、8番、原島幸次議員。

〔8番 原島 幸次君 登壇〕

○8番（原島 幸次君） 8番、原島でございます。

1点質問させていただきます。河村町長の過去12年間の成果と今後の展望についてお伺いいたします。（1）初当選から3期12年間の実績の主な点について、また、ご苦勞された内容についてお伺いさせていただきます。（2）として、今後の展望についてお伺いさせていただきますと思います。

その2点、よろしく申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 8番、原島幸次議員の一般質問についてお答えを申し上げます。

初めに、私の過去12年間の成果と今後の展望についてであります。初当選から3期の12年間の実績の主要な点についてお伺いしたい。また、苦勞された内容について感想をお伺いしたいとご質問ですが、議会初日の施政方針でも実績について述べさせていただきました。主要な部分について、再度詳細にご説明をさせていただきます。

私は、町長に就任以来、一貫して住民皆様とつくり上げた第4期長期総合計画の指針に基づき、まちづくりを行ってまいりました。中でも、子育て支援の充実と若者定住化への取り組みが高齢化対策や地域の活性化が図れることから、町の重要施策として推進してまいりました。そのため、行政改革を積極的に推進し、みずから身を切る努力を惜しまず財源確保に努めてまいりました結果、私が町長に就任してから町職員を約11%削減し、金額にして約7億円程度の縮減を図りました。財政関係では、平成17年度末には41億円あった一般会計の起債、借金でございますけれども、平成27年度末には24億8,000万円と約16億2,000万円減額をいたしました。この結果、実質公債費比率も17%から現在では6.3%として、マイナス10.7ポイント大きく改善をいたしました。

また、町の貯金であります基金の状況ですが、平成 17 年度の基金残高は約 13 億円でありました。平成 27 年度末の基金残高は 32 億円と大幅に基金を積み上げました。また町の長年の悲願でありました町営水道が都営水道に一元化されたことによりまして、後年に係る経費約 68 億円が減額されると同時に、給水の安全、安定性が向上いたしました。ごみ処理施設におきましても、現在のクリーンセンターの建設の建てかえや最終処分場の問題を解決するためには約 30 億円以上要すると試算されましたが、西秋川衛生組合に加入することにより、負担金 7 億 6,000 万円で済んだことから、約 24 億円が軽減されました。さらに、公設斎場の整備の要望に応えるため、秋川流域斎場組合を構成する市町村の同意や近隣住民のご理解を得て正式に加入することができましたので、個人の施設使用料も半額で済むことになりました。

このような財政努力をする一方、必要な事業にはスピード感を持って対応してまいりました。公共下水道につきましては、平成 27 年度には全ての幹線の敷設工事が終了いたします。また、はとのす荘の改築工事につきましても、2020 年の東京オリンピックの集客施設として、また、森林セラピー事業の拠点施設及びインバウンド観光の拠点施設として期待するものであります。このほか町営若者住宅、海沢ふれあい農園、子ども家庭支援センター、給食センターなどを整備してまいりました。

私の任期中には多くの事業を遂行することができましたことは、議員皆様を初め、町民皆様や関係団体の皆様のご支援ご協力のたまものであり、感謝を申し上げるものであります。奥多摩町のような人口規模が小さい山村地域の町が、このような予算規模で事業執行するには、東京都知事を初め、都議会議員や東京都職員のご理解がなければ到底できるものではありません。私は奥多摩町は東京都の 10 分の 1 の面積を有することから、町長に就任する以前の職員時代から、東京都職員の皆様に奥多摩町の実情を丁寧に説明し、また、何が課題であるかを、何をしなければならぬかということ職員時代から継続して説明をし営業活動をしてまいりました。東京都の上流である奥多摩町が元気がなければ、東京都にも影響が出ること強く訴えてまいりました。

そのようないろいろな年数の積み重ねによりまして、東京都知事を初め、東京都の職員皆様と信頼関係が築け、奥多摩町の実情を踏まえたさまざまなことに対してご支援をいただいた結果であるというふうに思っております。このようないろいろな行財政を推進するには、最終的には私自身が今まで歩んできた道の中では、最終的には人と人、人である。人が大切である。人を大切にしないところに、いろんなものは生まれないということを実感してまいりました。

以上、幾つか申し上げましたけれども、3 期 12 年間におきましては、町の大きな悲願である水道の一元化というのは、大変、私自身は感慨深く記憶に残っております。最終的には石原東京都知事が、この奥多摩町の福祉会館まで来て、協定書の締結を結ぶ。このようなことは今まで東京都の行政、都政の中でも珍しいことであるというふうなこともいただ

きました。

そういう点でいろんなご苦勞についての感想ということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、住民皆様、あるいは議員の皆様、地域の皆様、東京都の皆様の支え合いによって、何が一番この町にとって重要な課題であるのか。それに対してどう真剣に取り組んでいくのかということのを常に考えてまいりました。苦勞というよりは、その一つ一つの問題を解決するための手順といいますか、それを考えながら実行してきたという部分でございます。

平たく言えば、水道の一元化については5年ほどかかりました。それはなぜかという、結果として見れば、1年で一元化が進んで締結をするわけでございますけれども、それ以前の道のりであります。そこまで行く過程については、先ほど申し上げましたように、人と人のつながりを大切にしながら、信頼関係を持って実行してきた。その結果、約66億円近くの財源を確保できたというふうに私は感慨深く思っております。

また、クリーンセンターの問題であります。東京都の中でクリーンセンターを単独でやっているのは奥多摩町だけでありました。奥多摩町でクリーンセンターを単独し、また処理場も単独でやっていくというのは、とてもこの町の人口、財政力では、後年度に至っては破綻してしまうというようなことから、この問題を解決するというのは大きな問題であるというようなことから、この問題につきましても約3年かかりました。あきる野市の管理者である臼井あきる野前市長さん。前日の出町長である青木町長さん。また、檜原村の坂本村長さん等との協議を重ねながら、基本的には首長さんの理解をいただき、最終的にはごみを処理する場所で住民の皆様の理解を得るということで、当時のあきる野の臼井市長さんに留原地区、高尾地区の住民皆様と一緒に、私自身の町の状況を訴えさせていただきました。

最初は厳しいご意見がございました。奥多摩町のごみをなんで俺たちのところに持ってこなければいけないんだというようなことも含めて、あるいは3市町村の中では、一人当たりのごみの量が一番奥多摩町が多いのではないかと。もう少し努力すべきではないかというようなご意向をいただきながら、いろんな点を改善しながら、最終的には、地元との協定の合意をいただき、3市町村の議会の同意をいただいて加入をさせていただきました。その間、ごみの減量の問題につきましては、今回、新しく議員になられました小峰議員さんが当時の自治会の連合会長さんでありました。こういう実態を踏まえ、私ども自身が努力をしないと相手に説得力がないので、ごみの問題については資源化していく、ごみの問題について協力をしてほしいということで、資源化の問題については、今日まで至っております。

そういう点で、多くの皆様の力をいただかないと町政の運営というのは不可能であります。幸いにいたしまして、先ほど申し上げましたように、多くの人の温かいご支援をいただき、最終的にいろいろな今までの数十年にわたる懸案事項の大きな部分を解決させてい

いただきました。そういう点では、今後の展望でありますけれども、今、非常に高齢化が進み、現在の段階では高齢化率が47%であります。また、いろいろなことで言われている消滅自治体にも入っております。そういう点で、今、町が何をしなければいけないのか。また、その財源確保をどうしていくのかということに腐心してまいりました。子育て支援の15項目につきましては、順調に昨年、全項目にわたって、最初は少なく、財源の確保をしながら進めてまいりましたけれども、15項目につきましては、おかげさまでほかのどこにも負けないぐらいの15項目の全額実施、全額助成が貫徹をいたしました。

また、社会基盤である下水道の整備についても、この平成27年度で全事業が完了いたしますと同時に、将来にわたって下水道の借りたお金を払わなければいけない、それが新しい施策、新しい部分に影響が出てはいけないということで、新しい事業に対する借金はこの12年間、1円もしてきておりません。と同時に、下水道の借金を払うための減債基金を12億円まで積み立てました。あと3億円ほど積み立てますと、この下水道の借金を返すお金は一般会計、あるいは住民皆様からの税等に頼らず、基金を崩すことによってそれが償還できる体制ができつつあります。ピーク時には、下水道事業は約75億円かかっておりますので、ピーク時には年間5億円払わなければいけません。そういう部分についてのめどもできましたので、一番これからやらなければいけないのは高齢者、私たちの町を支え、今まで守っていただいた高齢者の皆様をどのようにして、安全で安心してこの町に住んでいただくかということが大きなテーマであります。そのためには、若者に定住してもらう。あるいは、奥多摩町で子育てをする。奥多摩自身に住んでみたい、住み続けてみたいという若者にこの町に住んでいただくことが重要であるというふうに思い、数年前から若者定住住宅を建設すると同時に、ひとり暮らし、いなか暮らし住宅の問題、空き家の問題等に取り組んでまいりました。

いよいよ町の少子高齢化の一番大きな問題は、将来にわたってこの問題を仕上げることであるというふうに私は強い信念を持っております。と同時に、第5期長期総合計画、住民50人の皆様に検討を1年間いただき、第5期長期総合計画、奥多摩町魅力発信計画が昨年の4月からスタートいたしました。今年度は2年目であります。この第5期長期総合計画を仕上げることによって、今まで以上に町に住みたい、住み続けたい、あるいは高齢者の方の安全安心を図っていきたいというふうに今考えているところでございます。

したがって、いよいよ私の任期もこの5月24日で任期満了でございます。まだまだ奥多摩にとっては一番大きな問題は、私自身が培ってきたいろんな人との関係を保ちながら、財源を確保して、新たなステージに向かうということが私自身の使命ではないかなというふうに思っております。したがって、従来から議員の皆さん、住民の皆さん、東京都の職員の皆さん、特にこの12年間、私自身が町の方向性を見きわめながら進んでいくときに、陰になり日向になり、東京都との交渉をし、その原案をつくり努力をしてきた職員の皆さんの努力についても、忘れないでほしいなというふうに思います。

そういう一体的なものがなければ、このいろんな大きな小さな町のこの財源確保することはできません。今後もそういう皆様のお力添えをいただきながら、この任期が満了する3期、4期目に対しまして、多くの皆様のご支援とご支持をいただきながら、4期目の町長選挙に住民皆様の審判をいただきたく決意をいたしましたので、今日表明させていただきたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 原島幸次議員、再質問はありますか。どうぞ。

○8番（原島 幸次君） 12年間の河村町政の内容につきまして、るる細かくご返答をいただきました。その中で4項目、都営水道から都水道の一元化。あるいは秋川流域斎場組合への加入、また西秋川衛生組合の加入。あるいは、本年度27年度、この3月で終わります下水道事業もほぼ完了に近くなって、この四大事業、このインフラ事業が大変行われたことにつきましては、町長初め職員の皆様に対しまして、まことにご功労に頭の下がる思いでございます。

現在、少子高齢化が進展するこの奥多摩町において、若者の定住化対策、子育ての推進、あるいは支援策として15項目の事業を展開しているのが現状でございます。そしてまた、高齢者に対して、高齢者が生涯健康で暮らせる町を目指して職員一丸となってやっているのを目にしております。今後、さらなる各種事業展開を期待いたしまして、私の質問は終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

再質問は結構です。終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、原島幸次議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって午前11時20分から再開とします。

午前11時01分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番小峰陽一議員。

〔4番 小峰 陽一君 登壇〕

○4番（小峰 陽一君） それでは、3件の質問をさせていただきたいと思います。

まず1件目ですけれども、去る1月18日に発生した雪害に対する今後の対応についてお聞きしたいと思います。まず1月18日に発生した雪害は、一昨年の大雪に次ぐ被害となりまして、長時間にわたる停電と交通機関の運休により、多大な影響を生活環境の中で受けることになりました。また、町内には病院、老人ホーム、定期的に通院する方、高齢者が多くて、短時間の復旧が非常に望まれるところだと思っております。

雪に限らず、雨、雪による被害が発生したときでも、短時間で復旧していただく体制を、さらに強固にさせていただく必要があると思います。そのため、関係機関に原因の究明と対策を要請することをお願いしたいと思います。特に今回については、東京電力、東日本旅客鉄道、その2社には特に今回においては、立ち木による影響は非常に多く受けたのではないかというふうに聞いてます。ぜひ積極的に対策工事の要請をお願いしたいと思います。

また、先ほど高橋議員からも話がありましたが、道路の沿線やJRの線路沿線の立ち木を伐採することによってもいろいろな面で、もちろんの災害の復旧が早くなる。それから、道路の凍結や電車の安全運行に非常に寄与すると思うので、そこら辺もぜひ積極的にお願いをしたいと思います。

それから、今回の除雪には、毎回、建設業者の皆さんの迅速な対応に感謝しております。その中で最近では高齢者が多くなり、ちょうど沿線から枝分かれした道路の先にお住まいの家庭では、除雪作業が困難になって苦慮しているというふうに聞いております。大氷川地区内では、今回を含めて2回ばかりそういう家庭の除雪を、地域整備課の皆さんに協力をしていただいて、人力で除雪をしていただいたという経緯もあります。町内にはこういう箇所がこれから増えるのではないかと思いますので、ぜひそこら辺の対策をお願いしたいと思います。

引き続き、各自治会にはエンジン付きの除雪機と発電機が配備されております。私も大氷川自治会長時代、いろいろ工夫してここを使おうと思ったのですが、なかなかうまく使えなかったというのが実情なのですけども、今回の雪でうまく使えた例があるならば教えていただいて、これからもっと有効に使う対策を考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

それから2件目に移ります。今の雪の関係も含めて、異常気象によると思われる災害が世界中に、日本中でも起こっております。町でも数年前に想像を超えた大きな雪に見舞われましたが、その後は余り大きな災害が起きておりません。ただ、今後発生が予想される東京直下型地震、想定外の災害について対応をすべく防災規定を見直す必要があるのかなというふうに思います。想定外の災害を想定するのは大変かもしれませんが、やる必要があるというふうに考えますので、ご検討をお願いしたいと思います。今の防災規定、一部避難場所として適切ではないのではないかなという生活館もあるように聞いておりますので、そこら辺も適切な方法がとれればとっていただきたいというふうに思っています。

それから3件目、ごみ処理事業の現状と今後についてなのですが、奥多摩町では発生するごみはほぼ全量を自前の焼却炉で処理しています。そのため、近隣の市町村の中では、ごみの発生量がワーストワンであったそうです。自前の焼却施設も老朽化により、この施設を廃止し、西秋川衛生組合へ処理を依頼することが決まりました。この費用を削減するため、平成24年10月より、各自治体が主体となって資源回収を強力に進めてきました。

その結果、ごみの発生量は近隣市町村と同じレベルまで下がり、費用の削減に寄与することができたと聞いております。この活動に対して、各自治会には資源回収奨励金が支給され、各自治会活動に大いに役立ち、感謝しております。しかしながら、本当に費用効果があったのかよくわかりません。その効果について、できれば数値でお示しをいただくとありがたいと思います。

それから、次に平成 28 年 4 月から資源回収の方法が変わると聞いております。ごみ資源を町が収集し、全て西秋川衛生組合に持ち込む方法をとるようですが、奥多摩町資源回収奨励金制度はどのようになるのでしょうか。また、西秋川衛生組合に持ち込んだ資源は、当然有価物になると思うのですが、その有価物となった費用はどのように処理されるのでしょうか。

さらに、資源化を促進するために幾つか提案をさせていただきたいと思います。まず 1 として、紙等の分別を徹底して、資源化を図るということ、さらに強力に進めていく必要があると思います。次が、エコキャップの回収です。収集したキャップは、一定量ができたらエコ推進協会等に回収を依頼することができますので、そんな方法もとれたら、燃やすごみが少なくなるのかなというふうに考えます。現在の J A 西東京古里支店ではやっております。A T M のコーナーのすみに置いてありますので、持っていくと、そこに回収ボックスが置いてありますので、ご利用されたいかなというふうに思います。

それから、小型家電の回収促進ですが、小型家電リサイクル法が施行されてから 3 年たとうとしています。国の目標は達成されていませんで、小型家電には都市鉱山といわれるほど希少な金属がたくさん使われています。これの資源が一定量収集できたら、リサイクル業者に引き取りを依頼して費用を削減するというような考えを提案したいと思います。

以上 3 件について町のお考えをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 4 番小峰陽一議員の去る 1 月 18 日に発生した雪害に対する今後の対応についての一般質問にお答え申し上げます。

関東に雪をもたらす南岸低気圧の影響で関東甲信地方で降雨が予想され、東京地方西部には 1 月 17 日午後 10 時 26 分に大雪警報が発令されました。この警報の発令を受け、町では午後 11 時 30 分から情報連絡体制をとるとともに翌 18 日の午前 8 時 30 分に災害対策本部を設置して情報収集や対応に当たりました。災害対策本部には停電による問い合わせや倒木等の連絡などがあり、町で対応できるものは迅速に対応いたしました。また、4 名の方が透析の必要性があるということから、青梅市内の病院へ送迎をいたしました。そのほか停電の影響から、寒さのため自宅での生活が厳しいとの連絡があった 2 世帯 3 名の方には、町職員が車で自宅に迎えに行き、福社会館へ避難していただき、町で用意した夕食と翌朝の朝食を食べていただいた後、再び町職員が自宅に送り届けさせていただきました。

今回の雪では町内で 20 センチから 50 センチの積雪があり、西東京バスが 18 日の始発から全線で運休。JR についても 18 日の始発から翌 19 日の午後 4 時まで運休となり、また停電は町内で最大 11 時間 52 分と、住民の生活環境が大きな影響を受けることになりました。特に JR 青梅線と東京電力の影響が大きかったことから、それぞれの会社から今後の対応について説明を受けるとともに、今後の対応についての意見交換を行いました。今回の事故については湿った重い雪であったことが大きな影響が出た要因だったということでありました。

初めに JR 青梅線については御嶽、鳩ノ巣駅間で 19 カ所、100 本の支障木があり、これらが河川にかかり、車両がストップし、重い雪であったことから除去にも時間を要したとのことであります。JR 東日本八王子支社では、沿線の支障木となる可能性のある立木が民有地の場合にはその所有者にお願いし、伐採をしているとのことでありますが、なかなかご理解をいただけないケースもあると伺っております。雪や風水害での運休がたびたび起きていることから、今後は支障木となる樹木があり、対策として伐採の依頼をするときには、JR と連携して町でも所有者のご理解をいただき、倒木等で電車の運航への影響がなくなるよう、全面的に協力をいただくことのお話をさせていただきました。

次に、今回の停電についてでございますが、その原因を東京電力から報告を受けるとともに、今後の対策について意見交換をさせていただきました。今回主な停電地域は、氷川、海沢、境、白丸、日原、原地域の大沢線で、2,190 軒。大丹波、小丹波、川井、丹三郎、梅沢、棚沢地域の小丹波線で、1,170 軒の合計で 3,360 軒でありました。この 3,360 軒は町の世帯数を超えています。作業小屋や駐車場などの契約件数も含まれている数字とのことであります。このうち、小丹波線については午前 10 時 04 分に停電故障が発生し、停電後、コンピューターシステムによる 1 分後の送電で 9 割は復旧したものの、大丹波地域の一部で安全確認作業に時間を要し、復旧が午後 4 時 17 分まで、6 時間 13 分を要しました。

一方、氷川地内の大沢線については、午前 8 時 43 分に停電故障が発生し、小丹波線同様に 1 分後に再送電を試みたものの、湿った雪と風の影響で、複数回故障を検出したことから、コンピューターによる再送電を中止し、故障区間を確認しながら 10 時 32 分に一部で送電を開始。その後、7 回に分けて故障箇所を確認しながら送電を行ったものの、最終的に全ての一般家庭への送電が開始されたのが午後 8 時 35 分。最大で 11 時間 52 分の停電となりました。通常は故障箇所が 1 カ所の場合は、その地点まで双方向で送電を行うことから 1 分後の送電で停電が解消されるとのことでありますが、今回は故障箇所が特定できなかったことから、長時間の停電になったとのことであります。今回の長時間の停電の理由としては、大沢線では樹木への着雪により、高圧電線に太い枝が接触し、風により接触箇所がすれたことから、樹木から電線を守るプロテクターが外れ、高圧電線と樹木とが直接接触する状態となり、短時間に連続して故障を検出確認したことから、通常はショートし

た時点で送電できるものが、高圧電線が切れて地上へ落下することによる感電等の人身事故を防ぐことから、広範囲の地域への電気を強制的に遮断したこと。また、着雪の影響により漏電が発生したり、なくなったりを繰り返す地絡現象により、故障箇所が特定できなかったことが要因とのことであります。

今後の停電対策としては、故障原因の多くは樹木の倒木が主なものであることから、電気設備の予防対策をしているものの、それだけでは同じ故障を繰り返す可能性があり、あわせて樹木所有者や管理者に対して伐採などの対策、積雪により車両進入ができないなど、移動時間や停電復旧に時間を要したことから、道路管理者による緊急除雪など、町との協働体制の強化が必要であり、これらの対策についても町として協力をしていくことを確認させていただいたところであります。このようにいずれの事案も今後町としても協力していくことを念頭に対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の道路沿線の立木の伐採ですが、先ほど7番、高橋邦男議員からも一般質問がございましたが、道路沿いの立木については、年間を通じて道路にさまざまな支障を来しております。また、林業の不振からスギやヒノキの成長による危険箇所が増え、その対応に苦慮しているところがございます。今後、町が管理している道路につきましては、倒木や凍結のおそれのある路線の現況を把握した上で、危険箇所については山林所有者のご理解とご協力をいただきながら、道路上の支障木等の除去に努め、安全な通行を確保するために対応してまいりたいと思います。

次に、町道沿線の除雪対策ですが、現在、主要除雪指定路線は、町道が20路線、林道が6路線、合計26路線あり、奥多摩建設業協会を通じて各路線の除雪を行っておりますが、どうしても幹線道路、国道、都道、バス路線が優先となり、町道及び林道については、その後の除雪作業となっているのが現況でございます。その他の路線については、議員ご指摘のように、近年では住民の減少や高齢化に伴い、除雪作業にも大変になっておりますので、地域整備課の職員が直営で作業を行い、透析患者や病気の方がお住まいの場所については、迅速に対応しております。このような状況でありますので、指定路線以外の除雪については、現在町が所有している除雪機械3台を活用して、それぞれの地域で除雪作業にあがっておりますが、除雪機械につきましては小内地区1台は主にバス路線の小内内峰谷線と奥・峰地域の除雪を小内振興財団が行い、都民の森の1台については柘寄地区、むかし道の境地区の一部を除雪を行っております。また、町が保管している除雪機につきましては、町全般で除雪がおくれている地域の除雪を行っております。今回の雪は想定外の積雪で倒木も多く、全ての道路の除雪作業におおむね2日から3日間を要しましたが、今後は高齢世帯が多いことや行政面積が広大でありますので、各自治会との連携を図りながら、迅速な対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、小型除雪機と発電機の活用についてですが、各自治会に配備されているエンジンつき小型除雪機は、平成10年に降雪が多かったことから、除雪対応として21自治会に町

から配備させていただいたものであります。また発電機については、平成 24 年に東日本大震災の影響により、計画停電等がありましたので、その関係で各自治会に配備したものでございます。今回の積雪時における各自治会の小型除雪機の使用状況につきましては、数自治会で除雪機を使用したとのことですが、今回の雪は水分は多く、そして重いことから、十分な活用はできなかつたとのことですが、各自治会においては、その都度状況に応じて活用しているとのことですが、故障で使用できないなどの声もございますので、除雪機及び発電機につきましては、各自治会の状況を調査し、有効に活用ができるよう対応してまいりたいと思います。

次に、2 点目の防災規定の見直しについて、想定外の災害対応でございますが、近年、大島町及び広島県の土砂災害、昨年 9 月の関東・東北豪雨に係る鬼怒川の堤防決壊に伴う洪水被害など、大きな災害が発生しております。町では地域防災計画を策定し、災害への備えをしておりますが、この計画の中では災害時の避難場所として地域の生活館、公共施設 38 カ所を指定し、さらに広域避難場所として小中学校の校庭、登計原のグラウンドなどの 7 カ所を指定し、各施設への避難については土砂災害のおそれがないことなど、施設の安全を確認して利用するようお知らせをしているところでございます。気象状況により避難の必要性が予想されるときには、各自治会長に連絡し、避難に備えて一時避難場所である生活館の開放をお願いしているところでございます。この生活館の中には、議員からご質問がありますように、避難所として安全かとの声も聞かれる場所もあり、南氷川自治会のように、建てかえられた保育園を避難場所とする動きも出ております。町といたしましては、各自会の生活館を避難所として活用いただくことが最も有効と考えておりますが、老朽化した施設もあることから、現在検討を進めているところであります。

避難所への避難は風雨が強まる前に移動していただくことが望ましいと考えますが、移動距離や経路の関係から避難所への移動が困難であり、自宅の安全が確認された場合には、自宅の 2 階等の安全な場所に避難することも一時避難であるとされておりますので、状況に応じた対応をしていただきたいと思いますと考えております。

また、各自治会には自主防災組織を立ち上げていただきましたが、この組織が中心となり、日ごろから地域の状況を把握し、有事の際には隣近所での自助・共助を進めていただくとともに、町でもそれぞれの状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

次に、防災規定、防災計画の見直しでございますが、大地震や台風、土砂災害等の災害発生時、または災害発生のおそれがある場合に、何らかの特別な配慮を必要とする高齢者等を一時的に受け入れる福祉避難所として、町の 4 カ所の特別養護老人ホームの運営法人と災害時における福祉避難所の開設に関する協定を締結をしたところであります。これに加え、近年の大雪や火山活動の活発になっていることから、町では現在、これらの対策を盛り込んだ防災計画の見直しを進めております。この 4 月までには町の防災に関する重要事項を審議した上で、新たな防災計画の策定を行う予定であります。

次に、3点目のごみ処理事業の現況と今後についてであります。奥多摩町で発生する可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、資源物は、平成26年1月1日から全てあきる野市にある西秋川衛生組合へ収集運搬して処理をしております。平成26年度に奥多摩町で収集したごみ量は1,823トンで、このうち西秋川衛生組合で運搬処理した量は1,656トン、クリーンセンターで資源化した量は167トン、地域での資源回収は524トンであります。また、平成24年9月18日の都政新報に掲載された記事では、奥多摩町は1日1人1,100グラムと、都内で一番多くのごみを排出しており、その要因は、事業系から出る資源ごみまで町が収集処理していることが原因であることから、それを改善するため平成24年10月から自治会による資源回収を開始をさせていただきました。その結果、平成22年度と平成23年度は、それぞれ約50トンの資源回収量でありましたが、平成24年度は184トン、平成25年度は457トン、平成26年度は524トンとなり、ごみ排出量も1人当たり190グラム減の910グラムになりました。このため、都内最高位だった排出量が、平成26年度では檜原村が977グラムで第1位、瑞穂町が941グラムで第2位、当町は第3位となり、奥多摩町が奨励してきました資源回収の効果があらわれる結果となりました。

しかし、今後の資源物については、平成28年4月1日から西秋川衛生組合のリサイクルセンターが稼働することから、構成市町村の一員として施設運営のために協力しなければならず、全てのごみを西秋川衛生組合に搬入することといたしました。また、今後、西秋川衛生組合で資源物を運搬処理する場合は、有価物は買い取りとなり、有価物の処理については西秋川衛生管理組合の負担で処理をされます。現在の資源単価は、国の景気に反映されることがありますが、資源が高額で売れる時代ではなく、自治体の実際の持ち出しによる経費負担も考えられます。町に係る経費の比較では、平成26年度収集運搬処理にかかる費用が1億7,430万6,000円でありましたが、平成28年度予算では1億7,775万1,000円であり、経費的には345万円の増加を見込んでおりますが、収集運搬業務の車両購入費や有価物の運搬、コンテナボックスの購入等を除けば、将来的には経費のかからない試算となっております。

次に、紙等の分別を徹底して資源化を図ることを各種委員会等で住民にPRしてはどうかについてでございますが、奥多摩町のごみ量につきましては、先ほど申し上げましたように都内では上から3番目の多量排出する町であるため、今後は他市町村の減量化等も参考にしながら、廃棄物減量等推進協議会及び廃棄物減量等推進委員の皆様と研究や検討をするとともに、資源化に向けてPRしてまいりたいと考えております。

次にエコキャップの回収や回収依頼についてであります。現在、町ではペットボトルのキャップを可燃ごみ燃料として回収し、西秋川衛生組合の発電用エネルギーとして利用しております。また、JA西東京では全支店にエコキャップ回収ボックスを設置して回収しており、古里支店も同様に回収をしております。JA西東京では、7年前から回収を始め、今までに93万個のキャップを回収しているとのことですが、エコキャップは

800 個集めると 20 円に換算され、ポリオワクチン 1 人分の費用に充てられるとのことで、今まで 1,163 人分のワクチンの購入に充てられたと伺っております。このエコキャップの回収につきましては、青梅市までは引き取り業者が無料で来るものの、奥多摩町まで来る場合には有料となることから、J A 古里支店では青梅市本店に出張等があるときに、エコキャップを運搬しているとのことであります。J A 西東京では、いつまで無料で引き取ってもらえるのか先が見えないとのことで、仮に運搬経費がかかるということになれば、今後、継続することは難しいのではないかとのございます。

このように、エコキャップの回収につきましては、無料回収地域であれば効果を発揮することができるのですが、一方で運搬経費がかかるという地域にあっては、回収すればするほど運搬経費が増大することになりますので、今後は、エコキャップ協会とも協議しながら、エコキャップの回収について検討してまいりたいと考えております。

次に、小型家電製品の回収促進についてであります。使用済みの小型家電製品に含まれる鉄やアルミ、金・銀・銅の貴金属やレアメタルなどは貴重な資源で、有用な金属であります。また、テレビやエアコン、冷蔵庫、洗濯機といった 4 品目は、家電リサイクル法に定められてきましたが、平成 25 年 4 月からは、新たに小型家電リサイクル法が制定されました。現在、奥多摩町の使用済み小型家電製品は、ごみの出し方ガイドブックに掲載されておりますが、無料で町が月 1 回収しており、西秋川衛生組合へ搬入し、処理をされております。平成 26 年度に構成市町村で回収された小型家電製品の重量と金額は、あきる野市で 31.48 トン、69 万 2,560 円。日の出町で 4.4 トン、9 万 6,800 円。檜原村で 1.35 トン、2 万 9,700 円。奥多摩町で 8.6 トン、19 万 740 円となっております。このため、使用されていない家電製品が自宅に保管されている世帯も多くいると思われまますので、今後ごみの減量化、リサイクル、そして資源の有効活用を推進するため、住民皆さんに P R してまいりたいと思っております。

特に小峰議員におきましては、先ほども若干触れさせていただきましたが、ごみの減量化をする、資源化をするということで、組合の加入に当たって提案をされた幾つかの問題点を解決するために、自治会連合会長として自治会に提案をさせていただきました。従来は P T A あるいは老人会等が資源回収を行ってまいりましたけれども、それができなくなり、ごみの量が多くなったという状況でございますので、ぜひ資源化を西多摩衛生組合が 27 年の 4 月まで資源化を直接できないということでございましたので、企業者とそれから町の報奨金を使って、多くの地域の中でご理解をいただき、すばらしい成績を上げていただきました。その結果、結果としては支援報償金によりまして、各自治会には一定の収入の増があったわけでございますけれども、一方ではそれを委託している業者からの収入というのは、ほぼ有償で引き取ってもらえるという状況ではなくて、そのほかに町自身が業者に対して委託料を払っておりました。そういう委託料を払ってこれからも同じ方法をやっていくことが、町にとって住民の皆さんの負担が減るのかという疑問がおきまして、検

討した結果、将来的には業者はどんどん値上げをしていくという状況が目に見えておりますので、直営事業として西秋川衛生組合に収集をして運搬をし、そこで資源化したものの有償化をして町の負担金を減らしていこうというのが1点でございます。

しかしながら、住民の皆さんが非常に多くの人に協力をいただいたわけですから、報奨金の問題をどうしようかというのが一番大きな問題でございました。したがって、報奨金の問題については全額ゼロにするということではなくて、各自治会に対して一定の量を運営交付金と一緒に交付して、今後の皆様方のご理解をいただこうというようなことから、自治会連合会に提案をし、自治会の皆様にご理解をいただき、平成28年度の予算編成をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（須崎 眞君） 小峰陽一議員、再質問はありますか。はい、どうぞ。

○4番（小峰 陽一君） きめ細かいご説明をいただきまして、大変ありがとうございます。

最近の雪害とか、台風とか、町の体制が早急に対策本部が立てられ、非常にそこら辺は一住民として非常に感謝しております。それから、防災規定についても見直しをしていただけたということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それからごみの件ですが、いろいろ私も住民課の皆さんに協力いただいて調べてみたんですけど、26年度で、ちょっと今の町長のご報告と数字が違うところがあるんですけど、運搬費と諸経費で、それから業者の委託費と資源回収奨励金で1億2,600万ぐらいかかっているんですけど、23年度を想定のしようがなかったんで、26年度の町内の収集費用、トン当たりの収集費用と、それから西秋川に持ち込む収集費用のトン当たりの単価を2,450トン処理しているので、それにかけて、26年と23年を比べてみますと、費用としては23年は1億6,200万ぐらいの計算になりました。ということは、3,600万ぐらい無駄なお金を使わないで済んだなということで、非常によかったのではないかなというふうに思います。

それから、西秋川衛生組合のホームページを見ますと、各町村の資料が出てくるんですけど、確かに23年度は、西秋川衛生組合では申し込まなかったのですが、奥多摩町はやっぱりトップでした。ワーストワンでした。現状は今、皆さんの各市町村と一緒に数字になっています。そんなことで、これからもぜひ資源化に取り組んでいただきたいと思います。

そんな中で一つだけ最後に、これはお願いですけども、つい最近、新しいごみカレンダーが配られました。今まで、毎月いっぱいまでは、例えば資源のものは、どんなものでも資源であれば業者が持って行ってくれたということになっているのですが、これを見ますと大分、いろいろ手をかけないと資源として出せない。あるいは、お金をつけないと4月以降は持って行ってくれないということがありますので。そこら辺はぜひ、住民の皆さんにきめ細かな説明をしていただいて、協力をさせていただけるようお願いしたい

と思いますし、これからも協力をしていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、最後にもう一つ。資料の中一番ウエートを占めているのが、西秋川の費用については削減ということはまず無理だと思うので、町内での収集とやはり西秋川への運搬料は約5,600万ですか、26年度でありました。それは、1割でも減るとすごい節約になるかなという感じを持って3件ばかり提案をしたのですけれども、そんなことも考えながら、ぜひゴミ行政がうまくいくように祈っています。質問ではありません。

以上です。

○議長（須崎 眞君） 住民課長。

○住民課長（宮田 昭治君） 4番の小峰陽一議員さんのお話の中で、ごみカレンダーの資源のこととか、あるいは費用をもう少し削減できないかというお話がございました。これにつきまして、町のほうとしましても、去る2月25日にごみの出し方の変更ということで住民皆様に回覧をさせていただきまして、その中でも、先ほど町長が申し上げた内容と同じような内容のものを記載させていただいております。4月から資源物は週4回平日に回収するというので、土曜日については廃止になったということでございます。

また、この3月5日の広報にも同じような内容を、資源物の出し方の変更ということで、掲載させていただいておりますので、各自治会の皆さんも目を通していただいていると思います。今のところ、この2月5日の回覧、それから3月5日の広報について、この件についての問い合わせというのは1件も今ところはきておりません。まだ見られていない方もいらっしゃるかと思いますけれども、今のところそのような状況でございます。

そのカレンダーの中を見ていただければ、今回カレンダーの中に、A3の大きい用紙を別に追加ということで出させていただいております。この追加につきましては、今まで業者のほうで回収に来たときには無料で資源として回収していたものが、粗大ごみとして有料になるということでございます。これにつきましては、西秋川衛生組合に持ち込む上では、4市町村の同じ共通のレベルのお話の中で粗大ごみという扱いになっておりますので、町としましても、それについては資源というわけはちょっといかないということでございますので、そういう品目につきましては粗大ごみで有料というふうな扱いをさせていただいております。

それから、あと費用の、運搬量削減ということでございますけれども、これにつきましても、また28年度の新年度予算で、今後委託していく上で、その内容についても精査して、少しでも経費がかからないような委託の方法をも検討しながらですね、進めていきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（須崎 眞君） 小峰議員。

○4番（小峰 陽一君） なぜ、資源の方法が変わったのをPRを積極的にやってほしいかという理由の一つは、今まで自治会の皆さんは一生懸命やってくれて、成果が上がっているわけです。ここでいきなりチラシ配ってオーケーだというのは、ちょっと皆さん納得

していないように思うので、そこら辺の適切な、やはりPRなり、対面で話しするなり、協力を強力にお願いするようなことを考えていただきたいというふうなお願いです。以上です。

○住民課長（宮田 昭治君） 今の4番小峰議員さんからありましたように、今こちらは西秋川衛生組合とのやりとりの中で、構成市町村として当然に今果たさなければいけない義務ありますけれども。片方で、組合のクリーンセンターができる前は、住民の皆さんに協力を協力をとということでやってきた部分がありまして、この部分につきましては、今後その資源の方の出し方のやり方も含めまして、なるべく地域の方に担当のほうで行きまして、詳しく、わかりやすい説明に努めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 以上で、4番、小峰陽一議員の質問は終わります。お諮りします会議の途中であります。ここで休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって午後1時00分から再開とします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、石田芳英議員。

〔5番 石田 芳英君 登壇〕

○5番（石田 芳英君） 5番、石田でございます。

私からは1項目、奥多摩駅前タクシーの夜間運行の必要性についてということでご質問させていただきます。

奥多摩駅前のタクシーは京王タクシーが撤退後、現在リーガルタクシーが昼間運航しています。ご存じのように、タクシー乗車を利用する方々は遠隔地の方や、他に交通手段がない方、あるいは時間的に遅くなり利用する方などがいます。昼間は代替的な交通手段や徒歩等で帰れるケースがありますが、夜間になりますと暗くなり、安全性の観点からもタクシー利用の必要性が高まると想定されます。地域住民の方々からも、ぜひタクシーの夜間運行をとの声がたくさん聞かれます。上記状況より、以下お伺いいたします。

1番目といたしまして、京王タクシー撤退後、リーガルタクシー昼間運行までの今までの経緯や町のかかわりについてお伺いいたします。

2点目、奥多摩駅前タクシーの現在の利用状況あるいは需給見積もりについて、季節・曜日・時間帯ごとでわかる範囲内で結構ですので、お伺いいたします。

3点目でございます。奥多摩駅前タクシーの夜間運行についての今後の町の方針や目標についてお伺いいたします。

以上、3点についてよろしくお願ひいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 5番石田芳英議員の一般質問にお答えを申し上げます。

1点目の京王タクシー撤退後、リーガルマインドのタクシー昼間運行までの今までの経緯や町のかかわり方についてでございますが、タクシー問題につきましては、平成24年第2回定例会で須崎議員から、また、平成25年第2回定例会で宮野議員から、そして平成26年第1回定例会で原島幸次議員から、それぞれ関連するご質問いただき、その都度お答えを申し上げてきたところでございます。

初めに京王自動車氷川営業所は、奥多摩町が誕生する以前の昭和27年から前身の青梅交通がタクシー6台で営業を開始し、その後、京王自動車が引き継いで約60年間営業を行ってまいりましたが、町の人口減少に加え、自家用車の普及により観光客等も自家用車で来町するようになったことから、タクシー利用者も大幅に減少し、その結果、赤字が増大し、平成23年1月からは平日午後6時以降の夜間営業を中止しました。その後、依然として営業収益が増える見込みもなく、また抜本的な打開策のないまま夜間営業の中止から1年後の平成24年3月31日をもって氷川営業所を閉鎖いたしました。このため、平成24年4月以降は奥多摩駅前からタクシーがなくなり、一部の地域の住民や登山客等から駅前にタクシーがないのは困るという意見や電話をいただき、たとえ月に1回でも定期的にタクシーを利用していただくとっては大きな問題でもあることから、行政として今後どのような対応ができるのか、役場内にプロジェクトチームを設置して、さまざまな方策を検討してまいりました。

このような状況の中、平成24年6月からはあきる野市に事務所を置く株式会社リーガルマインドが、土日、祝祭日を中心に奥多摩駅近くの路上でタクシー営業を開始したことから、町職員が奥多摩駅前での営業に至った経緯を含め、今後の営業方針を聞くため、リーガルマインドを訪問し代表者と面談を行いました。この中で、町側から京王タクシーが撤退し、住民や観光客は困っていることから、平日を含め継続して通年営業が可能かどうかを問い合わせたところ、西多摩地域ではタクシー営業権を有しているのは、京王タクシーを初め、7社であること。また、営業の許認可権を持つ国土交通省では、西多摩交通圏におけるタクシー事業は過剰状態であり、需給調整のため、タクシー台数を削減するよう指導があったとのことなどを話されました。その上で、リーガルマインドからは過去に京王タクシーが赤字撤退したことを踏まえ、当面は土日、祝日を中心に営業して、その実績を確認したいとの回答がありました。

また、これらのことを受けて町では平成24年12月に国土交通省関東地方運輸局長に対して、奥多摩駅におけるタクシーの供給についてという内容で要望書を提出し、リーガルマインドでは奥多摩駅前の路上での営業を開始したところであります。

また京王タクシーについては撤退後もなお奥多摩駅前の営業権を継続しており、他のタクシー事業者が構内に侵入することができないことから、町と利用許可権限を有するJR八王子支社とで協議を行い、奥多摩駅前広場管理運営協定を締結して町がその利用権限を有することができました。これにより平成26年度からは西多摩地区に営業権を有するタクシー事業者7社に呼びかけ、奥多摩駅構内利用協議会を発足し、営業調整を図るとともに、観光案内所のわきにタクシー乗り場の看板を設置し、現在、リーガルマインドが営業している状況であります。

2点目の奥多摩駅前タクシーの現在の利用状況、あるいは需給見積について、季節・曜日、時間帯ごとに何うのご質問ですが、現在利用しておりますリーガルマインドに確認したところ、年間を通して、利用者が一番多い時は8月で、次に5月、その次が9月の順となっており、4月、6月、7月、10月、11月については同じくらいの利用状況であり、その一方で12月、1月、2月、3月の利用は、8月の約4分の1程度と少ない状況であるということであります。

次に、タクシー利用者の状況ですが、全体の約70%が観光客で、次に住民の利用が25%、その他の利用が5%となっております。また、利用の多くが、土曜日、日曜日、祝日となっており、時間帯で一番多いのが朝の7時から9時に、次に午後の3時から5時の利用が多く、主に観光客が利用しているとのことであり、その一方で、平日の利用客はほとんどありませんが、利用される時間帯では10時ごろの時間帯が若干あり、これは地元の方が病院などへ通院されるケースが多いとのことであり、また、夜間の利用については電話による申し込みで随時対応しておりますが、月平均で10回程度の利用があるとのことであり、

次に、3点目の奥多摩駅前タクシーの夜間運行について、町の今後の方針や目標についてですが、現在町の人口も5,300人程度となり、通勤通学の数も町が誕生した60年前に比べ、およそ3分の1まで減少しており、とりわけ夜間に奥多摩駅に乗降する通勤通学者は、ほとんどいないことを考えますと、採算的には非常に厳しいものと考えられます。現在、リーガルマインドにおいては、おおむね午前8時から午後5時までの間、タクシー1台を奥多摩駅に常駐させていますが、夜間の利用については先ほど申し上げましたように、事前に会社事務所に電話をすることで利用することができるそうでございます。

次に、町の方針や目標はについてですが、JR青梅線の最終電車到着まで、タクシーが待機していることはもちろん望ましいことではありますが、タクシーの営業台数は国土交通省の許可制となっており、営業する場所や時間帯は西多摩管内で営業許可を持つそれぞれの会社の裁量に任されております。また、タクシーの特性として、売り上げは乗車人数ではなく、乗車回数や賃走の距離により決まる仕組みとなっており、このため、乗務員の賃金も歩合制を採用しているのが通例であります。本来、公共交通機関とは、不特定多数の人が乗り合わせ、定められた経路とダイヤ、料金に従って運行されている乗り物と定義さ

れることが多く、公共性という観点から見てもタクシー事業は、公共交通機関であるのかないのか、両方の解釈が存在し、不明確になっております。

このため、町としてタクシー事業は公共交通機関として明確な位置づけは難しい中、駅構内での客待ち駐車スペースの確保や乗車位置の確保を行うなどの支援を行っております。また、現在奥多摩駅におけるリーガルマインドの経営状況につきましては、年間を通じ、若干の赤字で営業しているとのことであります。このタクシー問題につきましては、過去から幾度となく議会において一般質問を承っておりますが、今後もタクシー利用者が増加しなければ、存続することは難しい状況であることは言うまでもありません。現在、町の高齢化率は47.9%と高くなっており、加えて昨年9月時点で施設を除く2,265世帯中、高齢者のみの世帯が900世帯、約40%。また、在宅の独居高齢者世帯が528世帯23%という状況であります。

このようなことから、現在、町では高齢者の新たな移動手段として、先ほど7番高橋邦男議員の一般質問でお答えしたとおり、地域ささえあいボランティア事業を開始しました。この事業はスタートしたばかりであります。町内にタクシーが1台という状況の中、それぞれの地域でボランティア意識を持つ住民が会員となり、専ら町外への通院や買い物に行かれる高齢者の送迎を行っております。町ではこの地域ささえあいボランティア事業が、広大な行政面積と僻地を有し、また、年々高齢化率が高まる町にとって、高齢者の新たな移動手段として大変重要な事業であるとともに、この事業を今後さらに拡充拡大することで会員相互の負担を軽減し、より利用しやすいようにしてまいりたいと考えております。

○議長（須崎 眞君） 石田芳英議員、再質問ありますか。はい、どうぞ。

○5番（石田 芳英君） はい、お願いします。ご答弁どうもありがとうございました。1点、提案も含めまして、再質問をお願いしたいと思います。

今、町長のご答弁がありましたように、民間事業者ですとなかなか採算が合わないという。また、歩合制で、乗客の方も不特定多数ではなく、個人の方を相手にするというので、ちょっと公共性とぶれるかなというようなご答弁がございました。

また、現況について30分前にタクシー会社に連絡すれば来ていただけるということもございました。また、最後に地域支えボランティア事業の運行で力を入れて、足りない部分はカバーされるというご答弁だったように思います。引き続き、また夜間の交通手段の利便性の向上につきましては、ぜひお願いしたいと思います。

質問ですけれども、現況につきまして、先ほど、高橋議員さんからも一般質問がありましたように、地域ささえあいボランティア事業の周知がまだ知れ渡っていないような気がします。清水課長さんより、PRについては力を入れるというご答弁でしたけれども、ぜひ、例えば、PRにつきまして、町のホームページでの内容について情報提供されたり、あるいは、お財布に入るくらいのカードをつくっていただいて、タクシー会社の連絡先とか、あるいは地域ささえあいボランティアの連絡先、また注意事項などを記載したものを

つくって皆様に配付して、万が一のときにすぐに活用できるように、利便性を向上するようにしていただければというふうに思います。提案を含めてご質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 5番、石田芳英議員の再質問にお答えをさせていただきます。

事業の周知でございますが、タクシーの夜間利用については、定期的に広報で流しております。この3月号の広報でも12ページに掲載させていただいております。電話番号も実は掲載させていただいております。

また、地域ささえあいのふれあい事業ですけれども、ボランティア事業でございますが、これについては、2月15日に全戸に回覧をさせていただいた上で、今週は町の防災無線でも、朝夕に流させていただいているところではございます。

今後、これらの事業についても、町のホームページを利用して、周知を図っていくというご提案でございますので、是非ともやっていきたいと思っております。

また一方で、カードでございますが、地域ささえあいのボランティア事業については、完全登録制ということがございますので、登録していらっしゃる方はもちろん連絡先をご存じだという前提のもとに、その部分はできませんけれども、タクシーについては、これも利用する方はごく限られている方でございますので、今、タクシー乗り場を観光案内所の脇に設置をしておりますけれども、観光案内所の脇のタクシー乗り場の看板に、何かプラスチックのボックスみたいなものを設けて、そこにカードを置いて自由にお持ち帰りをいただくという方法はとれるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そのような対応をしていきたいなということで、会社側とも、これから相談をしていきたいと思っております。

また議員につきましても、今回のことを含めて、ボランティア事業も含めてでございますが、町長からご答弁させていただいた内容を、もし住民の方から直接議員さんにそういうことでご質問があったらお伝えをいただきたいということと、また、いろんな機会に住民の方のところに出向かれることも多いと思いますので、そういった機会には、ぜひこの事業の周知にご尽力を賜ればと思います。お願いを含めて回答とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○5番（石田 芳英君） ありがとうございます。終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、5番、石田芳英議員の一般質問は終わります。

次に、10番、師岡伸公議員。

〔10番 師岡 伸公君 登壇〕

○10番（師岡 伸公君） 10番、師岡です。それでは、「教員住宅の充実を」について質問をさせていただきます。

奥多摩中学校が開校してから1年がたとうとしております。バス路線の拡充、教材の整備、部活動の充実など、生徒の環境も整いつつあります。一方で、私学への志向、進学も聞くところです。もちろん学校の選択は本人並びに保護者の自由であります。地域の学校がより魅力のあるものでありたいと思うのは、私たち住民の共通する願いであります。その意味でも、指導する先生方のライフスタイル、生活環境も重要な要素であると考えます。

今後の奥多摩の教育を考えると、ハード面の充実はもとより、ソフト面の充実、つまり、奥多摩に骨を埋めていただける優秀な先生を迎えるための投資が必要ではないかと考えます。若者住宅も災害用住宅も着実に進んでおります。

以上の観点から、1つ目として、現在の教員住宅の状況、そして2つ目として、今後の教員住宅の充実について伺うものです。

この住宅は、新築でなくても、水回りさえしっかりしていれば、一戸建ての古民家でも整備してもよいのではないかというふうに思います。今回は教員住宅というハード面からの質問であります。よい先生に、長く子供たちの指導を受けさせたいという、ソフト面からの願いが込められているということをつけ加えさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 10番師岡議員の、教員住宅の充実をの一般質問につきましては、教育委員会の所管事項でございますので、教育長から答弁させていただきます。

○議長（須崎 眞君） 教育長。

〔教育長 栃元 誠君 登壇〕

○教育長（栃元 誠君） 10番、師岡伸公議員の教員住宅の充実についての一般質問にお答え申し上げます。

現在の町立小・中学校の教員数ですが、非常勤教員や講師を除きますと、古里小学校が14名、氷川小学校が15名、奥多摩中学校が18名で、合計47名が在職しております。

平成22年度から始めました西多摩地区教員公募制度によりまして、奥多摩教育を理解し、奥多摩町立小・中学校へ移動を希望する意欲のある教員を、面接試験等で確保しております。全教員のうち、この制度により現在在職する教員は、2校ある小学校ではそれぞれ7割、教科ごとに教員が分かれている中学校でも約3割を占めており、時間外を含めた熱心な学習指導をしていただいております。これらの成果は、毎年実施している全国学力・学習状況調査でも、全国平均を大きく上回る結果にもあらわれているところであります。

これら教員による東京都の人事異動基準では、通勤時間はおおむね60分から90分までを基準とし、120分までは通勤可能な時間としています。現在、町の小・中学校に勤務する教員は、青梅線沿線、あきる野市、日の出町周辺に居住する方がほとんどで、遠くは、

埼玉県入間市、国分寺市、日野市から通勤している教員がおりますが、その通勤時間は、最長で 100 分までとなっております。

また町は、東京都教育長より、通勤不便な勤務町に準ずる勤務町に指定され、車通勤が認められている地区となっており、公共交通機関が不十分な地域からでも、比較的、通勤がしやすい地区となっております。

これらのことや、日原小学校、小河内小・中学校など、遠隔地の確保の閉校、それに伴う教員数の減少など、教員住宅の利用者も時代とともに減少してまいりました。

さて、ご質問の 1 点目、現在の教員住宅の現状についてでございますが、東京都教育庁が管理する教員住宅は、現在、島しょ地区を除きますと、小金井市にある武蔵小金井住宅 18 戸、あきる野市にあります五日市住宅 17 戸、町の奥多摩（氷川第二）住宅 8 戸の、合計 3 カ所、43 戸のみとなっております。

過去における町の教員住宅でございますが、小丹波住宅が 3 戸、小河内住宅が 6 戸、氷川第一住宅が 4 戸、氷川第二住宅が 8 戸、氷川第三住宅が 5 戸と、合計 5 カ所、25 カ所、26 戸が整備されておりました。しかしながら、先ほど申し上げました理由により、教員住宅の利用者が減少したことから、昭和 61 年度に古里地区「福音の家」の道路向かいにありました小丹波住宅が、昭和 61 年 2 月以降空き室となり、その後の入居者も見込めないため取り壊しとなり、平成 6 年度には、旧小河内小・中学校先普門寺横の小河内住宅が、町からの定住化対策並びに地域振興の一環として活用したいとの要望を受け、東京都から無償譲渡され、現在は町営住宅として活用しております。

平成 7 年度には、氷川小学校横の町災害対策用職員住宅用地に建設されていた氷川第一住宅が、老朽化や利用者の減少により取り壊しとなりました。さらに、奥多摩中学校に隣接する氷川第三住宅につきましては、教員の利用者が少ない中で、平成 21 年度から、町職員や奥多摩振興財団の職員が特例入居という形で、東京都の許可を受け住んでいたこともあり、町からの要望により東京都から有償にて譲渡され、2 棟目の町災害対策用職員住宅として活用しております。このため、現在では、氷川小学校横の氷川第二住宅の 8 戸のみが教員住宅として活用されております。

また、この住宅用地は民有地であり、借地料については町の予算でお支払いをしているところでございます。

入居状況ですが、平成 21 年度から 24 年度までの 4 年間は 6 世帯が、平成 25 年度から今年度までは 7 世帯が入居しており、古里小学校に 3 名、氷川小学校に 1 名、奥多摩中学校に 2 名が勤務し、町職員も特例入居で 1 名が入居しております。

また、平成 28 年 4 月から、奥多摩中学校に転入予定の先生が入居を希望していることから、来年度は満室となる予定となっております。

次に、ご質問の 2 点目、今後の教員住宅の充実についてでございますが、氷川第二住宅は、昭和 41 年に R C 造、メゾネットタイプで建設されたもので、築 50 年を迎え、老朽化

が進んでおります。今年度も、東京都において屋上防水及び外壁期工事を実施したところであり、日常的な修繕につきましては適宜実施していただいております。現在の利用者の状況では新しくの住宅を建設することは難しいと思いますが、東京都に、今後の改修計画及び今後の教員住宅のあり方を確認したところ、改修計画につきましては、住宅の劣化状況や教員の需要状況を勘案して、予算要求を含め検討していくという回答でありました。

また、今後の教員住宅のあり方については、住宅の需要状況をもとに、住宅の劣化状況や町村の要望等を踏まえて、新築、改築、改修、廃止等の計画を検討していくという回答をいただいております。

町としましては、最近の教員住宅の需要状況を勘案すると、現在の規模の教員住宅は引き続き確保していく必要があると考えますし、教員住宅の持つ準職務住宅という性質から、台風や大雪、また大地震等の災害時に、公共交通機関がとまったり道路が通行止めになる可能性が高い町ということからも、学校や児童・生徒の安全確保を図る上で、その必要性を感じているところであります。

また、少子化対策、若者定住を最重点課題とする町にとって、対症療法的ではありますが、町の人口が増える手だてともなっております。実際に西多摩地区の教員公募制度により町に異動になった入居者の家族には、小学生が2名、保育園児2名も含まれており、昨年4月に入居した教員の中には、既に川井地区の分譲地を購入し、町への定住を考えている方もいるようです。

これらのことから、教育委員会としましても、島しょ地区や都内の区部等からの異動教員や他県からの新規採用などを中心に教員住宅への入居を進めるとともに、教員住宅に空きがない場合は町の災害対策用職員住宅に空きがあれば、逆に特例入居で住んでもらうなどの対応を図ってまいります。

○10番（師岡 伸公君） ありがとうございます。終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、10番、師岡伸公議員の一般質問を終わります。

次に、9番、村木征一議員。

〔9番 村木 征一君 登壇〕

○9番（村木 征一君） 9番、村木です。

それでは、私から1件の質問を行います。町内を走るダンプカーの交通安全対策についてでございます。

町内を走るダンプカーは、景気が上向いてきたことなどにより、台数が増えております。幸いにして、大きな交通事故は余り発生していないようでありますけれども、最近、速度超過をして走行する車をよく見かけます。町内を走るダンプカーの多くは、奥多摩町工業さん、昭和石材さんに入っている車が多いと思いますけれども、以前は入っている会社のステッカーが荷台に張ってあり、どこの会社に入っている車か一目でわかりましたが、最近、ステッカーの張ってある車もちろんありますけれども、張ってない車が増えてい

るように思います。道路沿いに住んでいる住民の方々から、ステッカーが張ってあればその番号を見て会社に通報することができますけれども、ステッカーがないため通報することができないという話をよく聞きます。町から、両社に対しまして、交通安全対策上からも制限速度の遵守と、入っている車には必ずステッカーを張るよう指導してほしいと思いますけれども、町長のご所見を伺います。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 9番、村木征一議員の、町内を走るダンプカーの交通安全対策についての一般質問にお答え申し上げます。

奥多摩町内を通行するダンプカーは、主に2カ所の砕石工場へ出入りするもの、そのほかに、国道や都道などの改修工事、砂防工事、河川工事、災害防除工事や水道局による浄水場建設工事などの工事のために通行しております。また、国道411号線を通り、丹波山村や小菅村方面に通行するダンプカー、青梅方面へ通過するダンプカーもあり、毎年実施している交通量調査で交通量を確認しております。

このうち、町内にある砕石工場では、その運行車両に対して、それぞれ安全教育を実施しており、その内容についてであります。奥多摩工業株式会社では、秋の交通安全運動期間と毎年12月末に出入り業者への研修会を年2回実施し、青梅警察署交通課による安全運転講習会として、DVD放映による講習会と安全運行についての講演などを実施しております。また、街頭指導として、毎月第3木曜日の午前中に青梅市内で3カ所、奥多摩町内の2カ所で、スピードや過積載などの交通指導も行っております。

昭和石材工業所でも、春と秋の交通安全運動期間に実施している出入り業者の研修会として年2回実施し、同様に、青梅警察署交通課による安全運転講習会として、DVD放映による講習と安全運行についての講演などを実施し、合わせて毎月1回の安全講習会を、社員と出入り業者を対象に実施しております。

また、街頭指導を文化会館、万世橋、入川採掘場入り口などで実施し、万世橋では時速30キロのプラカードを表示し、スピードや過積載などの指導をしております。車両には昭和石材のマークが助手席裏の荷台に表示してあり、昭和石材の車両と判断できるようになっております。

奥多摩工業では平均1日100台、昭和石材では平均1日1,000台のダンプカーが通行しており、両社ともスピード違反車両や過積載車両を発見した場合は、それぞれ違反者の通告を行い指導しているとのことでもあります。

このほか、町内で行われている工事では、東京都建設局が38件の工事を予定または実施し、ダンプカーが通行する工事内容では、海沢川砂防工事、今年度1日9台ほどが通行し、棚沢西川の砂防工事では、1日5台の車両が運行すると伺っておりますが、請負業者から運送業者への安全指導を行い、過積載やスピード違反など注意喚起を行っているとの

ことであります。

東京都水道局では、峰谷川のしゅんせつで、この3月末までに680台の通行のほか、檜村浄水場の入り口の水道管敷設替え工事などでダンプカーが通行していますが、過積載やスピード違反など、注意喚起を行っております。水道局関係のダンプカーには特に表示はないとのことあります。

毎年、町が実施している交通量調査においては、平成27年11月6日の調査では、平成17年度調査に比較して、古里交差点が265台減の1,039台、氷川交差点では42台の減、118台が通過している状況であり、年々減少している状況であります。

議員からは、奥多摩工業と昭和石材に対して、交通安全対策上からも、制限速度の遵守と出入りする車両にステッカーを張るよう、町から指導してほしいとありましたが、昨年9月には、北海道恵庭市、埼玉県春日部市でダンプカーによる死亡事故が、今年2月には、町田市で小学生が犠牲になる死亡事故が発生しております。町は、このような悲惨な事故を起こさないためにも、制限速度のさらなる遵守と、見やすいところにステッカーを張るなど、事業者に要請してまいりたいと考えております。

町を訪れる観光客も年々増加している状況の中、誰もが「安全・安心」のまちづくりに向けて、今後も、青梅警察署、青梅交通安全協会、そして地元の企業とも連携をしながら、引き続き、交通安全に努めてまいりたいと思っております。

○議長（須崎 眞君） 村木征一議員、再質問はありますか。はい、どうぞ。

○9番（村木 征一君） ただいま町長から答弁をしていただきましたけれども、この近隣の町村では、青梅市の成木や小曾木方面には採石場があるものですから、多くのダンプカーが行き来をするわけですが、あの道路を走っていると、結構注意看板、速度注意とか、いろいろな注意看板が立っているんですけども、それも1つの交通安全上の対策にはなるのではないかと思います。ぜひ町のほうでも検討をしていただければありがたいと思います。これは答弁は要りません、要望でございます。

終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、9番、村木征一議員の一般質問は終わります。

次に、1番大澤由香里議員。

〔1番 大澤由香里君 登壇〕

○1番（大澤由香里君） 1番、大澤です。まず初めに、町長の施政方針表明について、質問させていただきます。

町長が平成20年度から重点的に進めてこられました子ども・子育て支援策は、町長ご自身も日本一と自負されているように、他に類を見ない先進的な施策で、子供を持つ多くの保護者から喜ばれています。私自身も3人の子供を育てる上で大変助かっており、奥多摩で子育てができる幸せを常々感じております。

しかしながら、町民の方とお話をする中で、特に高齢者の方からですが、「町は若者には

優しいけれど年寄りには冷たいよね」という意見がしばしば寄せられます。今回の施政方針でも、引き続き若者の定住化対策を最重要課題として取り組むと表明されており、ますます高齢者からのそういった声が大きくなるように危惧されます。

町長は、高齢化対策として若者の定住化対策を位置づけられていますが、高齢者にとっても若者の定住化対策がメリットになるという認識が、町民、とりわけ高齢者に行き渡る必要があると考えます。若者の定住化の推進により、高齢者にどのような効果があるのか、またそのためにどのような施策を講じるのか、具体的にお示してください。

次に、飼い主のいない猫の対策について、質問させていただきます。

先日、私のところに、飼い主のいない猫に対する施策を実現してほしいという声が寄せられました。そこで町に寄せられている苦情と町内の実態を調べたところ、町に上げられている苦情はほとんどありませんでしたが、町内の至るところに、少なからず飼い主のいない猫がいることがわかりました。

ご近所の方にお話を伺いましたら、町内で無責任に餌やりをして増えてしまった飼い主のいない猫がたくさんいて、ふん尿を家や店の前でされて困っている、マーキングされて、時間がたつとにおいが取れなくて困っている、発情期にうるさいなどの苦情が寄せられました。町には言ってもどうしようもないので言っていないというご意見もありました。

数年前には、心ない住民によって、猫の死体が何体も氷川小学校のプールに投げ込まれるといった凄惨な事件も起きました。猫は愛護動物ですので虐待は犯罪です。このときは警察官が捜査をしたそうですが、結局は犯人の特定には至らなかったそうです。命を大切に教えている学校の敷地内でこのようなことをした犯人に強い憤りを禁じ得ませんが、このような事件が起こった原因は、きちんとした猫対策がとられていなかったことにもあると思います。

外で痩せた猫や汚い猫を見たら、可哀想で思わず餌をあげてしまう心はとても大切だと思います。しかし、飼い主のいない猫にみだりに餌を与えてしまうと、その猫は繰り返し、その餌を求めるようになります。そのような行動によって交通事故に遭遇するなど、猫自体に危険が及ぶこともありますし、餌やりによって集まってくる猫が増えてしまえば、排せつ物その他のために周辺住民が嫌な思いをすることもあります。

また、餌やりによって去勢されていない猫が長く生きられるようになると、数多くの子猫が繁殖することになります。平成26年度の環境省のデータによれば、日本では1年間で約8万もの猫が殺処分されています。1匹のメス猫は年3回出産し、1回に平均5匹の子猫を産みます。このデータを実証するように、行政に引き取られる飼い主不明猫の約8割が、産まれて間もない子猫です。安易な餌やりが飼い主のいない猫の繁殖につながり、不幸な猫を増やす結果となっています。飼い主のいない猫に餌をあげるのであれば、飼い猫と同じように継続して責任を持つべきですが、実際、法的な拘束力はないため、その徹底は図られていないのが実情です。

この飼い主のいない猫の問題に対して、奥多摩町ではどのように考え、どういった対策を取られていますか。

最後に、交通問題について質問させていただきます。

12月議会について、議会報告を作成し、町民に配付したところ、早速、町民の方から次のようなご意見が寄せられました。町長のご答弁に、町内全域にくまなく西東京バスを走らせており、交通空白地域はないとあるが、丹三郎・梅沢地域にはバスは走っていない。川井から青梅の道路もバスは走っていない。交通空白地域と言えないのかというものでした。

そこで、私もどのくらい交通手段がない地域を交通空白地域というのか、国土交通省の定義を調べてみましたが、交通不便地域・空白地域については、国土交通省では明確な定義は定められておらず、各地域がそれぞれの地域の実情に合わせて定義しているものだというものでした。

国土交通省が出している地域公共交通づくりハンドブックによると、駅やバス停から一定の距離を超えた地域を地域公共交通の空白地域としており、地域の高低差や住民の意識なども考慮し、徒歩での利用が敬遠される距離を基準とするべきとあります。また、定量的に判断するために、例えば、鉄道駅やバス停から半径何百メートル以上というように範囲を指定している例が多いですが、道幅や坂道の勾配など、交通機関の使いやすさを決める要因は多々あるため、地域の実情に合わせた定義が必要だとありました。

そこで、町ではどういう捉え方なのか問い合わせましたところ、奥多摩町は山間部であり、範囲を指定している一般的な定義づけは当てはまらず、もともと公共交通のあった場所が経営側の撤退などで空白になったところを交通空白地域としている、奥多摩町ではそういう路線はないことから交通空白地域はないということでした。

なるほど、町の定義はわかりましたが、言葉の意味づけはどうか、副町長がおっしゃいましたように、住民感情的には、徒歩での利用が敬遠される交通空白地域が、町のあちこちにあります。

平成26年総務省告示・国土交通省告示第1号により出された地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針では、「今後見込まれる人口の急激な減少に伴い、特に地方部においては、民間事業者による独立採算ベースでの輸送サービスの提供が不可能となる地域が増加するおそれがある。他方、高齢化の進展に伴い、自家用自動車を運転できない高齢者等の移動手段としての公共交通の重要性が増大しており、こうした地域においては、地方公共団体をはじめとして交通に関わる様々な主体が相互に協力し、地域が一体となって交通網を形成することが不可欠となっている」「このような状況の下、国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるという交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）の基本理念を踏まえつつ、地域の経済社会的活動の基盤である地域公共交通網を確保することが喫緊の課題である」「地域公共交通のあるべき姿を検討する

には、まず住民の基本的な生活と社会参加の機会を確保するという観点に立つことが重要である。その上で、その活性化及び再生を図るためには、利用者の目線に立ってそのあり方を検討する必要がある」「地域によっては、公共交通事業者の不採算路線からの撤退等により交通空白地帯が出現するなどの問題が生じており、運転のできない学生・生徒、高齢者、障害者、妊産婦等の移動手段の確保が重要である」「加えて、地域社会の活力の維持・向上の観点からは、住民の通勤、通学、買い物などの日常生活上不可欠な移動に加え、地域公共交通の維持・改善により文化活動やコミュニティ活動、「遊び」のための活動、その他様々な活動のための外出を容易にすることを通じて、外出機会の増加を図ることが重要である」とあります。

さらに、「便利で利用しやすい公共交通の整備は、地域の交流拡大・観光振興の基盤として重要であり、さらに、公共交通それ自体が観光資源として観光地等の魅力を増す役割を果たし得る」とあり、高齢者の多い町としても、また、観光立町を標榜する町としても、移住者を増やすためにも、地域公共交通網を確保することが重要であると考えます。

このような国の提言も踏まえ、町民の足の確保は重要だとして、私は12月議会でデマンドバス等の導入を提案いたしました。が、財源の少ない町としては導入は難しい、ぜひ町が行っている医療機関への無料送迎バスや町民によるささえあいボランティア事業などの利用を町としてもPRに努めるというご答弁でした。

この事業は、小さな奥多摩町ならではのきめの細かいサービスとして私も評価していますが、12月議会で紹介しました事例の方のように、突然病院に行くことになった方への柔軟な対応を望む声や、子どもたち、観光客のニーズには必ずしも応えられているとは言えません。また、国が言うところの、広く一般の人が利用できる公共交通でもありません。

財源の厳しい町としては、町独自でできることには限りがあり、都や国に働きかけることも重要だと考えますが、町として今後どのような対策を考えていらっしゃいますか。

また、今、町が行っているサービスをより多くの皆さんに活用していただけるようPRに努めるということでしたが、ほかの議員さんと重複するご答弁になるかと思いますが、どのようにPRしているのかお聞かせください。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 1番、大澤由香里議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、私の施政方針に対して、若者には優しいけれども高齢者には冷たい。また、若者の定住化による高齢者のメリットはについてでございます。

町は、現在の高齢化率は、この3月に48%になり、町民のおよそ2人に1人が65歳以上になります。子どもがいない地域も出てきており、子どもがいないということは、すなわち子どもを育てる若い世代がいないということでもあります。

この状況を放置しますと具体的にどのようなことが起こるかといいますと、地域の安

全・安心を担う消防団員の確保が困難になること、地域の郷土芸能の継承が困難になること、空家の増加に伴い防犯上の危険箇所が増加すること、高齢者を支えるボランティアなどの人材を確保することが困難になること、手入れの行き届かない田畑が増え獣害が増大すること、さらには、介護保険料の支え手の減少により保険料が高くなるおそれがあることなど、さまざまな問題が発生いたします。また、我々にとって一番身近な問題として、地域住民の高齢化に伴い、自治会や隣組の役員になる方がいなくなり、同じ人がいつまでも役員を続けなければならないなど、自助・共助も含め、地域コミュニティの崩壊にもつながってまいります。

このようなことから、町にとっては若者の定住化は喫緊の課題であり、最優先的に行わなければならない最重要課題であるというふうに私は思っております。

また、先ほど議員から、高齢者に冷たい町と言われましたが、町では、高齢者の皆さんが安全で安心して暮らせるように、消防署に直結した緊急通報システム、火災安全システム、さらには、24時間対応の見守りシステムを設置しており、このほかにも、救急医療情報キット、外出支援サービス、福祉モノレールの整備、人に優しい道づくり、老人クラブへの活動助成など、実に多くの高齢者支援事業を実施しております。

さらには、新たな取り組みとして、地域ささえあいボランティア事業を創設し、高齢者を地域で支え合う仕組みづくりも行っております。

平成 28 年度一般会計予算案ベースで見ますと、少子化・若者定住化対策費用は 9,377 万円で、一般会計に占める割合は 1.5%に対し、高齢者等に要する費用は 3 億 7,890 万円で、一般会計に占める割合は 6.1%と、少子化・若者定住化対策費用の実に 4 倍にのぼっております。高齢者に優しい予算となっているというふうに私は思っております。

また、本年度実施した住民アンケート調査においても、町の高齢者対策に対して、71.4%の高齢者から、満足、やや満足の評価をいただいております。高齢者に冷たい町という意見が多いという認識には、私は至っておりません。

平成 27 年度は、町制施行 60 周年という節目の年を迎えましたが、町では、この 60 年間を支えてくださった高齢者の皆さんに、何か恩返しができないかということで、11 月のふれあいまつりにおいては、プロの歌手を招いて昭和歌謡祭を実施いたしました。高齢者の皆様方には、非常に懐かしいということで、大変な好評をいただいたところでございます。今後の 11 月に行われますふれあいまつりについても、できれば継続していきたいなというふうに思っております。

町制施行 60 周年を記念して、高齢者の皆さんに、町内の宿泊施設にゆっくり宿泊していただけるよう、宿泊優待事業を実施いたしました。多くの高齢者の皆さんにご利用いただき、大変喜んでいただいているのではないかなというふうに思っているところでございます。

町では、今後もあらゆる機会を通じて、高齢者の皆さんがさらに健康で長生きしていた

だけるよう、さまざまな施策を展開してまいりたいと思っております。

今申し上げましたように、高齢者の問題というのは、もう長年にわたって、ある意味では特別会計、一般会計のこれから審議に入りますけれども、後期高齢者の問題についても、約1億円からの予算を、町単独事業として計上しております。したがって、しっかりと予算の分析をして、若者だけじゃなくて、高齢者に冷たいというようなことがあったら、議員の皆さんが一番知っているわけですから、きちっと説明をし、ご理解をいただく努力をしてほしいというふうに思います。ただ単に高齢者の皆さんにお金を配るという制度が必ずしもいいということではなくて、今、町で一番大事なものは何かということを施政方針で述べております。決して、過去から現在まで、高齢者の問題をないがしろにしたことということではなくて、そういうことはきちっと理解をして発言をし、公人でありますから、責任を持って議会活動を今後してほしいというふうに私は思っております。

次に、2点目の野良猫対策についてであります。動物の愛護及び管理に関する法律では、動物の虐待の防止、動物の適正な取り扱い、その他動物の愛護に関する事項を定めて、国民の間に動物を愛護する機運を高め、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に関する侵害を防止することを目的として、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、または苦しめることのないようにすること、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならないとされております。

その上で、「動物を取り扱う場合には、その飼育または保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼育または保管を行うための環境の確保を行わなければならない」とされております。

広く国民の間に、命あるものである動物の愛護と適正な飼育について、関心と理解を深めていただくために、毎年9月20日から26日までを動物愛護週間としております。

動物愛護管理法では、国や地方公共団体の事務として、動物の愛護と適正な飼育に関し、法の基本原則に基づき、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動や広報活動等を通じて、普及啓発を図るよう努めなければならないとしており、区市町村には、都と連携した動物愛護管理の普及啓発や地域住民に対する直接的な指導等の役割が期待されております。

特に、地域に密着した問題については、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の助成制度や、住民に対する指導を含めた動物飼育に係るマナーの向上など、地域特性を踏まえた区市町村のきめ細かな対応が求められているところであります。

平成23年度における都内の猫は、飼い猫が約105万頭、屋内飼育が約86万頭、屋外飼育が約19万頭、飼い主のいない猫が約6万頭いると推計されています。これを5年前の平成18年度の調査結果と比較すると、猫の飼育数は増加していますが、飼い主のいない猫は

約 15 万頭から約 6 万頭へと大きく減少しております。また、平成 24 年度に東京都に寄せられた動物に関する苦情や相談は 1 万 294 件で、ふん尿の放置や悪臭、捨て猫に関するものなどが多く、犬に関する苦情が約 4 割、猫に関する苦情が約 5 割となっております。

現在、動物の遺棄や虐待については、町や動物愛護相談センターが探知した場合は、警察に通報するとともに、必要に応じて、警察が行う調査への協力等も行っております。町でも毎年、猫の苦情が寄せられておりますが、平成 26 年度は 12 件の通報があり、そのうち、交通事故と思われる猫の死亡は 5 頭、自然死は 6 頭で、その内の 2 頭は氷川小学校からの通報で、学校プールに 2 頭の猫の死骸があるということで、青梅警察署へ通報し、現場調査をお願いしました。このようなことから、氷川小学校周辺には、動物虐待の禁止と、猫に餌を与えない、猫の虐待や餌やりを見たら、住民課生活環境係へ通報するよう、注意看板を 6 枚設置をいたしました。平成 27 年度につきましては、現在までに 13 件の猫の通報があり、そのうち、町内での交通事故と思われる猫の死亡は 5 頭、自然死は 4 頭で、そのうち、再び氷川小学校のプールで死亡している 2 頭がおりましたので、動物虐待の可能性も視野に、警察とともに警戒を強めているところであります。

ご質問の、飼い主のいない猫の問題に対し、町はどのように考え、どのような対策を考えているかでございますが、このように後を絶たない猫の問題に対しましては、町防災無線により、飼い猫の場合はふん尿の始末をやっていただくこと、また、飼い主のいない猫には餌を与えないことを、平成 25 年度は 15 日間、平成 26 年度は 35 日間行いました。

動物飼育に関する問題の多くは地域に密着したものであり、今後も自治会との連携により、飼い主のいない猫対策や飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の助成の実施を検討してまいりたいと考えております。

次に、3 点目の交通問題についてでございますが、初めに、交通空白地帯とは、鉄道や乗合バスなどの公共交通機関の有無について、市街地を初め、山間地帯や平たんな農村地帯など、それぞれの地域において、その固有の地形的・社会的条件などが異なるため、国による画一的な定義づけはできないことから、それぞれの自治体が総合的に判断し、独自に定めているものであります。

公共交通機関のうち、乗合バス事業については、全国的に見ますと高度経済成長期から続くモータリゼーションの影響による自家用車の普及率増加に加え、近年は少子高齢化の影響により人口そのものも減少してきていることから、穏やかに輸送人員が減少を続けております。このため、乗合バス事業者の採算性は悪化し、三大都市圏以外の乗合バス事業者では 83% が赤字と厳しい経営状況となっており、特に地方部においては輸送人員の減少に歯どめがかからない状況で、輸送人員は約 35 年間でおよそ 3 分の 1 にまで減少しております。

さらに、平成 14 年の道路運送法の一部改正により、国による乗合バス事業の需給調整に関する規制が廃止された結果、交通事業者の意思のみで路線廃止が可能となったため、過

疎化の進行やマイカーの普及を背景に路線バスの撤退が一層進んでおり、国土交通省の調査によりますと、平成 17 年度以前に 1 路線以上の廃止があった市区町村は 1,058 団体に及び、路線廃止後の対応を聞いたところ、「貸切事業者へ委託運行した」が 364 市区町村、34%で最も多く、次いで「有償運送バスを運行した」が 265 市区町村、25%、「バス事業者へ委託運行した」が 161 市区町村、15%、「乗用事業者へ委託運行した」が 71 市区町村、7%の順となっております。これら赤字に伴う乗合バス事業の路線廃止は、毎年、東京から石垣島間の直線距離に匹敵する 2,000 キロメートル程度に及んでおります。これによって、全国でいわゆる交通空白地帯が増加し、地域住民の移動手段を確保することが困難な状況や、地方の社会・経済活動の衰退が進行するといった深刻な問題が発生し、生活交通の確保が大きな問題となっております。

このような法改正や現況などの背景を含めて、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針が示されたところであります。既に地方では、路線バスが廃止された空白地帯に、デマンドバスやコミュニティバス、乗合タクシーを代替交通として公営で走らせているケースが多々ございますが、町の公共交通の状況につきましては、平成 27 年第四回定例会でもお答えしたとおりでございますが、JR 青梅線の駅が 5 駅あり、奥多摩駅発の電車は朝 5 時 7 分を始発として 23 時 1 分発まで、逆に終点の奥多摩駅までは、朝 5 時 59 分着から 0 時 41 分着まで運行されており、さらに奥多摩駅を起点として、町内及び丹波山村、小菅村までをエリアに入れた西東京バスの路線が全体で 13 路線、一日当たり 42 本が往復で運行されており、鉄道から離れた小河内方面、日原方面及び大丹波方面と、町内をくまなく乗合バスが運行しております。

このようなことから、町内には廃止された路線はなく、交通空白地帯でもございません。議員ご指摘の丹三郎・梅沢地区や、川井から東の青梅街道は、従来からバス路線の設定はありませんが、これらの地域では徒歩圏内に JR 青梅線の川井駅があることから、交通空白地帯とはなっておりません。

この町内バス事業の経営状況は、平日は乗降客が少なく、土日、祝日の観光客の利用も含めて、経営的には全ての路線が毎年赤字となっております。このうち、町内のみを運行する 10 路線については、国及び都の補助金の対象外路線であることから、町単独でバス事業者と赤字補填の協定を締結し運行を確保していることから、廃止された路線はございません。

この補填額は、平成 27 年度では 5,573 万円に及んでおり、町にとっても大きな財政負担となっておりますが、これも住民皆さんの生活の足の確保はもとより、利用が土日に集中し、季節変動の大きな観光客の足を確保するために行っているものであります。

町ではバス事業者に対して、単に営業赤字分の補助をするということだけではなく、赤字の縮減に向けて、乗降客数の調査や、運転手が利用者の声を聞くなど、バス利用者の増加対策の検討や、JR のダイヤの改正に伴う運行時間の調整などについて、バス事業者と

定期的に協議しているほか、教育委員会を初め、PTAや自治会等、地域からの要望にも、その都度細かに応えるように努めております。

今後におきましても、広大な行政面積と僻地を抱える中、人口減少や少子高齢化が進行し、それに伴って公共交通事業を取り巻く環境も年々厳しさを増していくものと予測されますが、町では、生活交通の確保として、現在の路線バス事業を維持していくことが最良の方向と考えております。その上で、バス事業者への補助金の支出といった直接的な支援方法はもとより、さまざまな少子化対策や若者定住対策による児童・生徒の増加対策、また、登山や森林セラピー事業など、歩く観光の振興を推進するなど、バス利用客そのものを増加させる施策を実施し、総合的に公共交通の利用者の増加を図ることで、住民皆さんの生活交通の確保に努めてまいります。

また、高齢者の日常の足の充実を図るため、社会福祉協議会と協力して、公共交通を補完する外出支援サービスや地域ささえあいボランティア事業など、町独自の事業につきましても一層充実させるとともに、これら事業の周知・普及につきましても、町広報や防災行政無線、インターネットの活用を初め、高齢者の集まるさまざまな機会を捉えて、事業の紹介を行い、利用者の増加を図ってまいりたいと思っております。

大澤議員から質問がありましたように、ごく一部の点を捉えて、そこにやるのはどうだという部分につきましては、大きな観点からものを見てほしいというふうに思います。それは、1つに私たちに与えられた部分というのは、私自身は財源の問題を再三にわたってお話をしております。財源があり、いろんな意味でその分が対応できればやれるわけでございますけれども、財源をいかに有効的に活用するか、これは自治法の中にもありますけれども、最少の経費で最大の効果を上げるということでもありますから、1日走って二人か三人しかしか乗らないところに、一体、そこへバスを走らせるのが効果的なのかどうかという、一般的に誰が考えてもわかるようなことについては理解をいただきたい。

また、この外出支援サービス、あるいは病院等の診療サービス、奥多摩病院からのサービス等について、バスを含めて、いかに最少の経費で最大の効果を上げるかということに職員は知恵を絞り、その知恵を絞った結果、財源手当をして、こういう方法やる方法が、バスを走らせて赤字の額をどんどん補助金として出すよりはより効果があるという判断をしております。したがって、そういういろいろな人の知恵をもらいながら、一番いい方法を選択し、これからも実施してまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎 眞君） 大澤由香里議員、再質問はありますか。どうぞ。

○1番（大澤由香里君） 若者定住化支援策については、若者定住化によって高齢者に大きな効果があるということですが、町民の中には、安い住宅をつくって若者に住まわせても、仕事が町外では自治会や消防団には入れないんじゃないか、また何年かたって子供が大きくなれば、不便だ、仕事がないと言って出ていってしまうんじゃないかと危惧されている方が大勢いらっしゃると思います。また、実際に移住してきた若者が挨拶もしないといった

近所の方からの声もありました。そういった声や心配を払拭できるようなきめの細かい施策にしてこそ、町を挙げて取り組むべき最重要施策になり得ると考えます。一人一人の町民、とりわけ高齢者が、若者定住化対策をやってくれてよかったと感じられるような今後の取り組みに期待いたします。

飼い主のいない猫の対策については、町民への啓発を進めるとともに、去勢手術などの助成を検討していくという前向きなご答弁をいただきました。猫による問題を地域で解決する地域猫活動という呼ばれる方法が、全国で活発になっています。この活動の最大の目的は、飼い主のいない猫を減らすということであり、地域住民が主体となって、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を施して、これ以上増えないよう管理するなど、人と飼い主のいない猫が共生していくための有効な方法の1つとして注目されています。

環境省の方針でも、行政は地域猫活動の普及啓発を図り、地域の生産対策に沿って必要な支援を行うとあり、その具体的な内容としては、活動資金の助成、住民や関係者の連絡調整、ボランティア団体と連携したノウハウの提供、活動グループのネットワーク化、ガイドラインの普及、適正飼育の指導などが挙げられていますが、この地域猫活動に対して、補助金などの支援をする自治体が増えています。

環境省のパンフレット「ふやさないのも愛」には、殺処分される猫の数を減らすためには、不妊去勢をすることが必要であると書いてあります。また、このパンフレットには、地域住民で協力して、飼い主のいない猫を世話し、数を減らしていこうとする地域猫活動がありますが、活動には、不妊去勢が必要不可欠ですと書かれています。また、東京都福祉保健局のパンフレット「猫増えちゃった」には、1匹のメス猫を不妊手術しないで養うと、2年後には80匹を超えてしまうほどの繁殖力があると書かれていますので、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施すことは非常に重要です。

お隣の青梅市では、平成24年4月から地域猫事業を始め、市内の4つのボランティア団体に、1団体20万を限度に補助をしているそうです。平成25年度から、公益財団法人動物基金さくらねこ無料不妊手術事業に、市内のボランティア団体と協働で参加し、平成27年7月までに、市内で346頭の猫に、不妊去勢手術を実施しています。補助額は、オスメスともに、1頭当たり1万円とのことでした。

また、福生市では、平成18年から26年度までに延べ553頭の猫に不妊去勢手術を実施したそうです。予算額は平成27年度で78万5,000円を計上し、助成額は、オス7,000円、メス1万2,000円ということです。

武蔵野市では、猫によるトラブルを減らし、人と猫が快適に共生できるまちづくりを目標とし、2006年9月に発足した武蔵野地域猫の会と共同事業を行っています。武蔵野地域猫の会発足後、東京都動物愛護相談センターによる武蔵野市内での猫の引き取り件数が大幅に減ったそうです。

この地域猫事業は、人も動物も幸せに共生できる社会づくりにとって、町民の意識向上、

普及啓発という点でも非常に意義のある事業と考えます。再び悲しい事件や事故を起こさないためにも、ぜひ早い段階での実現をお願いいたします。

交通問題では、財源に限りがある、それから丹三郎・梅沢地域は徒歩区間であるということですが、住民の話によると、丹三郎のお年寄りも、買い物、農協、郵便局、病院へ行くのに、歩道にあるベンチで二、三回休憩しながら行くそうです。たった1キロですが、40分から50分かかって到着するそうです。やっとなつた、でもまた歩いて帰らなければならない、重いと歩けないからたくさん買えないと言いながら、農協と郵便局と診療所とお店をはしごするそうです。そう頻繁に出てこれられないので、まとめて用事を済ませるために、1日ばかりで大変だということです。

そこで、町がやっている医療機関への無料送迎や地域ささえあいボランティア事業はご存じですかとお聞きしましたら、知らないということでした。町はPRに努めるということでしたが、まだまだ知らずに困っている住民の方が少なからずいらっしゃいます。しかも、バスの通っていない地域の方が知らないというのは驚きました。せっかくのサービスも、困っている方が知らないのではもったいないです。特に丹三郎・梅沢地域のように、バスが通っていない交通不便な地域には、周知を徹底するよう図られるべきです。とりわけ、読んだり書いたりすることが難しくなっているお年寄りがいる世帯には、訪問して説明するなど、きめの細かい対応が必要だと考えますが、いかがですか。

また、梅沢・丹三郎地域の子供たちは、登下校の際、暴風雨のときには、車やトラックに水しぶきをかけられるそうです。大人でも駅に行くまでかなりぬれるとのこと。私も、毎週火曜日に古里の交差点に立っていますが、明らかに青梅街道よりも吉野街道のほうが大型のトラックが多く、スピードもそれなりに出ています。住民の方のご意見は切実だと思います。

ほかの何人かの梅沢・丹三郎地域の方にもご意見を伺ってみました。この地区は昔から電車のみだったので、それが当たり前と思っている方が多いようですが、住民が少ないから仕方ないと諦めている方もいます。今現在は自動車も運転できているからそれほど不便を感じていないけれど、数年後には運転できなくなるからそのときになったら困るかもといったご意見もありました。町内には、交通不便な地域がたくさんありますが、とりわけこの梅沢・丹三郎地域は、大型車両が頻繁に通行し、危険性も高いです。やはり公共交通網整備する必要があると考えます。西東京バスの運行ルートとして実現が難しいなら、都に要求して、都バスを古里まで延長して走らせるよう要望することも有効だと考えます。また、町の無料送迎バスに登録なくても乗れるようにすることは、工夫をすればお金をかけなくてもできることではないでしょうか。町としてのお考えをお聞かせください。

○議長（須崎 眞君） お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、午後 2 時 30 分から再開いたします。

午後 2 時 17 分 休憩

午後 2 時 30 分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番、大澤議員の一般質問に対する再質問の答弁から行います。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（天野 成浩君） 1 番、大澤由香里議員の質問にお答えいたします。

初めの質問でございますけれども、町営住宅、若者住宅を通じまして、地域コミュニティーの部分につきましては、募集段階から、また選考段階も含めて、地域コミュニティーの活動、また自治会の参加、消防団への参加、これらに含めてはご協力をお願いしております。

特に、いなか暮らし支援住宅につきましては、梅沢の場合ですけれども、梅沢も含めてですけれども、自治会への加入、また消防団への参加につきましては明文化をしておりますので、その辺については徹底してございます。

また、今後につきましても、この施策を進める上で明文化した部分を周知徹底してまいりますので、ご協力、ご理解をお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 住民課長。

○住民課長（宮田 昭治君） 続きまして、野良猫の対策でございますけれども、東京都の中では、23 区はもう全部で補助しているような状況ではございます。支部になりますと、20 市が補助をしていて、6 市がまだ補助をしていないと。それから西多摩では、4 町村全部補助をしてないという状況でございます。

日の出町などはやはり住民アンケートをとっている中で、本来であれば、不妊去勢手術を市として推進いくことがいくことが望ましいというようなことではありますけれども、町民アンケートの結果としまして、現在限られた財政の状況下では、医療や福祉、安全・安心に関する事業などを優先して実施しておるということで、そのため、不妊去勢手術の助成等については、今後検討していくというふうなお話で今は進んでいるということでございます。

瑞穂町にしてもやはり同じような状況で、やはり猫は屋内で飼うとか、それから、飼っている猫については不妊とか去勢手術を行っていただくとかというふうな P R を、各全世帯にお願いしています。

それから、無責任な餌やりはやらないと、餌をやらないでほしいというのを、全世帯に P R しているような状況でございます。

ということで、奥多摩町も各地区で、猫のふんとか尿の苦情が町にも来ておりますし、それに対して今後ですね、ほかの市町村のことも検討しながら、状況を見ながら、町のほ

うも対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（須崎 眞君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） それでは、1番、大澤由香里議員の三つ目の質問でございます。

地域ささえあいボランティア事業、あるいは外出支援サービスがPR不足ではないかということでございますが、この再質問につきましては、先ほど7番、高橋邦男議員、あるいは、5番、石田芳英議員にも、町長含めてご答弁をさせていただきましたPRの方法も含めて、またさらに、今後、老人会の集まりですとか自治会の定期総会等でも、そういった場所をお借りして、大きな文字でわかりやすく簡単なチラシを配布するなど、PR方法を工夫をしていきたいと思っております。

これは自治会とも協議して、そういう場をお借りできればということでございますので、ご理解をお願いいたします。

また、丹三郎地域の降雨時の万世橋の雨がかかってしまうということについては、これは9番、村木征一議員の質問にもお答へしたとおり、そのPR看板等でスピードを落として歩いてる方に被害が及ばないような対策というのが、ここはできるのではないかなというふうに思っております。

それから、外出支援サービスの登録をしないで乗れないかということでございますが、この外出支援サービスのそもそも規定でございますけれども、65歳以上の高齢者で、町に申請をして、社協に乗降場所を登録をするという規定がございます。登録をした方が万が一、その登録してない方も、そのことによって乗れなくなってしまうということだと、本末転倒になってしまいますので、まずは、そういう万が一のことを考えているということであれば、登録をお願いしたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 私のほうから、最後の都バスの延伸のお話でございますが、そこにお答へをさせていただきます。

都バスの延伸については、東京都におきましても財政が厳しいという中で、延伸して赤字が出た場合に、その部分は地元の市町村が負うということになっておりますので、先ほど町長から申し上げたとおり、我々、常に最小の経費で最大の効果をとということで、費用対効果を常に考えながら事業を推進しております。そんなこともございますし、なかなかこの延伸というのは難しいと思ひます。

その上で、昨年の12月の子ども議会でございますけれども、やはりあの梅沢、丹三郎に西東京バスの路線を設定できないかというお話をいただきました。その後、検討しまして調べたところ、特に青梅街道沿いですね、そちら側、川井、古里間については、子どもさんを含め、通学に随分使われてるということで、両方走らすのはやはり経費的に難しいの

で、どちらかといったときに選ぶとすれば、どうしても青梅街道を選ばざるを得ないということでございます。

ご質問の趣旨は高齢者というお話だったんで、子どもさんが使われるのは、主に朝あるいは午後でございますので、現在、奥多摩駅から出て清東橋まで行っている路線の昼間の部分だけを、古里から右折をして梅沢、丹三郎を通して、奥多摩大橋を通して大丹波に行くというコースは考えられないので、ちょっとバス会社とも、利用者の今の実態を確認した上で検討したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 大澤由香里議員、再質問はありますか。よろしいですか。1点。はい、どうぞ。

○1番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございます。

公共交通網の整備の問題は、限られた財源の中で、また規則の制約のある中で、町としても難しい課題ではあると思っておりますけれども、小さい町ならではの温かい対応が、奥多摩町に住んでよかったと思ってもらえる、住民の満足度にも結びつくと思っておりますので、ぜひご検討をよろしく願いいたします。

あと、猫の問題に対しては、ほかの市町村を見ながらということですが、いろいろなところで伺うと、すごく困っている、やっぱりふん尿が一番困っているというご意見がたくさんありました。で、一般質問を取り上げるというと、それはありがたいというふうに言われましたので、ぜひ、ボランティア団体ができましたら助成をしていただくように、ぜひよろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、1番、大澤由香里議員の一般質問は終わります。

次に、11番、酒井正利議員。

〔11番 酒井 正利君 登壇〕

○11番（酒井 正利君） 11番、酒井正利でございます。

私、タウンミーティングの定期的な開催・住民主権タウンミーティングの実施について質問させていただきます。

住民と行政がともに考え、ともに築く、住みよい・住みたいまちづくりを基本方針の一つに掲げる奥多摩町ですが、住民と行政の対応の場は最も必要ではないかと考え、定期的なタウンミーティングの開催をしてはいかがでしょうか。

第5期長期総合計画の策定に当たって計5回行われたタウンミーティングでは、大勢の町民の皆様がご参加くださり、さまざまなご意見があったと聞いております。私も小河内地区で行われたタウンミーティングに参加しましたが、用意しておいた席数が足りないほどの町民の方々が集まっていました。こういう場を増やすことこそが協働のまちづくりにつながると思っておりますが、町の見解を伺います。

また、行政主催のタウンミーティングとは別に、住民主権のタウンミーティングをしては

でしょうか。町民みずからが企画、運営を行い、そこに町長や町職員が参加する、そこで一緒に意見交換を行うことで、今後のまちづくりや町民の協働を一層推進できるのではないかと考えますが、町の見解を伺います。

○議長（須崎 眞君） 会議の途中でありますけれど、ちょっと黙祷がございますので、休憩、時間までちょっとしてお願いします。

午後 2 時 4 1 分 休憩

午後 2 時 4 7 分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 11 番、酒井正利議員の一般質問、タウンミーティングの定期的な開催・住民主催タウンミーティングの実施について、お答えを申し上げます。

タウンミーティングとは、主に地域住民の生活にかかわる事項を話題とする集会で、一般的には、行政当局または政治家が実施する対話型集会を指し、自治体の長が管内の各地域に出向いて、住民の方々と膝を交えて、行政についてのご意見・ご提案等をお聞きするものであります。

このタウンミーティングは、市町村長による行政報告とともに、参加された住民の皆様からいただいたご意見、ご提案に直接市町村長が回答するなど、住民と行政が手を携えて、まちづくりを考える大切な機会として開催しているもので、多摩地区でも多くの自治体の実施をしているところであります。

町では平成 25 年度及び 26 年度の 2 カ年をかけて、今後 10 年間のまちづくりの基本指針となる「第 5 期奥多摩町長期総合計画」の策定を住民皆さんと協働で進めてまいりました。

この第 5 期長期総合計画の策定プロセスでは、住民皆さんからなる、50 人で組織された「まちづくり計画住民委員会」の五つの部会において、延べ 28 回にわたり会議を開催し、真摯に議論をいただいた上で、奥多摩町の将来像やそれにかかわる分野ごとの提言をいただき、それをもとに庁内職員で構成した第 5 期奥多摩町長期総合計画策定委員会などで、内容の詳細について検討し策定をいたしました。

この総合計画の骨子ができ上がった段階で、より多くの住民の方々から直接ご意見をいただくための場を設けるため、古里地区と氷川地区で各 2 回、小河内地区で 1 回の延べ 5 回のタウンミーティングを開催いたしました。

この第 5 回のタウンミーティングでは、理事者を初め課長職が出席し、延べ 156 名の住民の方々のご出席を得て、34 名から、まちづくりのアイデアの提言など活発なご意見やご質問を 57 件いただくなど、大変有意義なものとなりました。

このタウンミーティングにつきましては、住民の声を積極的に聴き、また町政の情報を発信する情報共有・交換の場として、また住民と町長が直接対話する貴重な機会でもあり

ますので、今後も5年ごとに行う基本計画の策定時やその他の重要政策など課題の決定に際しては、実施していく考えであります。

「住民主権のタウンミーティングについて」であります。冒頭申し上げましたタウンミーティングの趣旨からいたしますと、住民主権というのはなじみにくいですが、「行政出前講座」というものを設けている市町村もございます。

この行政出前講座というのは、住民の方々に、行政に関心を持ち、積極的に行政参加をしていただく仕組みで、例えば、防災減災対策、財政状況、身近な町税のことなどから、国民健康保険や介護保険など制度のこと、また公共交通やさまざまな福祉サービスの紹介など、町の仕事や制度などについて知りたいこと、聞いてみたいことを、職員が地域に向向いて、膝を交えて内容を説明するもので、自治会や町内で地域づくりの活動をしている団体、グループなどが開催主体となり、会場設定や司会進行なども住民主導で行うもので、過去には介護保険制度など、高齢者の福祉施策について文化会館で開催した事例もございます。この「出前講座」を開催することも、まちづくりや住民との協働を推進していくための大変よい方法であると考えております。

いずれにいたしましても、町のように規模の小さな自治体であるからこそ、地域の実情に沿った、きめ細かな行政運営ができるものと考えておりますので、今後もタウンミーティングを初め、さまざまな機会や方法をもって、住民の方々のご意見をいただきながら、協働を基本として、第5期奥多摩町長期総合計画の将来像「人 森林 清流 おくたま魅力発信!」、「住みたい 住み続けたい みんなが支える癒しの町 奥多摩」を実現してまいりたいと考えております。

○議長（須崎 眞君） 酒井正利議員、再質問はありますか。はい、どうぞ。

○11番（酒井 正利君） ありがとうございます。時期を見てタウンミーティングを開催していただけるということですが、タウンミーティングも開催するだけでなく、そこの様子を町ホームページや広報に載せて、広く町民の皆様に発信していただきたいと思っております。

各地域や昼間、夜間で開催したり、一時保育等を行い、子育て世代の方々が参加しやすくするなど、たくさんの町民が参加できれば、より多くの意見を町の施策に反映することができると思っておりますので、ご検討をお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 11番、酒井正利議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、開催の時期や場所については、開催するときに、その都度、より多くの方が参加できるような日程の調整、場所の調整をしたいというように考えております。また、その意見の公表についても、今後まとめて、後日になりますけれども、町ホームページ、あるいは広報等で紹介をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、11 番、酒井正利議員の一般質問は終わります。

次に、3 番、清水明議員。

〔3 番 清水 明君 登壇〕

○3 番（清水 明君） 3 番、清水明でございます。2 点ほど質問させていただきます。

まず、日原地区ヘリコプター緊急離着陸場の整備の必要性についてお伺いをいたします。

東京消防庁のご協力で、2 月 3 日に残雪の奥多摩を上空より視察することができました。地図上でたどるのは異なり、眼下に見る町の姿に、今さらながらヘリコプターの存在意義を実感することができました。と同時に、日原溪谷と急峻な山腹、その間を縫うように伸びる都道と、その先の日原集落を上空から見たとき、やはり日原地区にも、ヘリコプターの緊急離着陸場は必要であるとの認識を新たにしたところでもありました。

観光立町の奥多摩にあって、日原鍾乳洞は奥多摩湖と並び重要な観光資源であります。自然が豊かで巨樹巨木も多数確認され、町も日原溪流釣りを初めとして、ねねんぼう、森林館、日原ふるさと美術館、観光駐車場等を積極的に整備してまいりました。

都道拡幅や落石防護等も計画的に整備が進んでおりますが、崩落や降雪などによる孤立の可能性が高い地区であることも過去の事実から明らかであります。かつて、林道整備にあわせてヘリポートの計画があったと記憶しておりますが、いまだ実現しておりません。

日原地区は、都道一本の袋小路であり、救急や災害等の緊急時に対応が可能なヘリコプターの離発着は、住民の安全・安心な暮らしのみならず、観光客の安全面からも必要な施設と考えます。日原地区へのヘリコプター緊急離着陸場整備についてお伺いをいたします。

次に、奥多摩町の長期計画における財政フレームについてお伺いをいたします。

第 5 期長期総合計画が目標の平成 36 年度に向けて、平成 27 年度にスタートをいたしました。この 10 力年の計画期間の最終年度の人口は、5,190 人から 4,025 人へと 22.4%の減少、就業者数は 2,175 人から 1,675 人へと 23.0%の減少と推計し、それぞれに対し目標人口 4,300 人、目標就業者数 1,760 人と設定されております。町村合併で奥多摩町が誕生して約 60 年、この間の人口減少は、住民生活や行政、地域社会などにさまざまな影響を及ぼしてまいりました。

さらに、消滅可能性市町村といった衝撃的な予測が話題となる中で、第 5 期長期総合計画がスタートいたしました。そこで、次の 2 点についてお伺いをいたします。

1 点目として、人口減少社会といわれる中、この計画期間中の税収、地方交付税及び東京都からの財政支援である総合交付金について、財政フレーム上の考え方、見通しについてお伺いをいたします。

2 点目として、この計画期間中のふるさと納税と次年度から予定されている企業版ふるさと納税制度について、同様に収支計画上の考え方、見通しについてお伺いをいたします。

最近の新聞報道によれば、平成 27 年度の寄付額が、町民税収の 5 倍以上の 14 億円を超え、このふるさと納税の寄付を財源に新しい施策を打ち出し、寄付の恩恵が住民に届きつ

つあるとの北海道上士幌町の例がある一方、故郷や応援したい自治体に寄付をするふるさと納税で、横浜市では市民の寄付によって 30 億円の課税が控除されるものの、市への寄付は 8,400 万円にとどまり、差し引き 29 億円を超える額が 2016 年度に流出すると見込まれ、財政への影響は大きいとして、ふるさと納税の P R を強化する方針を伝えておりました。

地方と都市部の税収格差を是正するための制度である「ふるさと納税制度」によって、都市部から地方へ所得の移転が起きております。

さらに、地方創生に取り組む自治体に寄付をした企業の法人住民税などを軽減する、企業版の「ふるさと納税制度」が地域再生法の改正により新年度から導入されようとしております。ふるさと納税、企業版ふるさと納税による寄付の獲得には、長年にわたり観光立町を標榜し知名度を上げてきた奥多摩町は、有利なポジションにあると考えますが、収支計画上の考え方、見通しについてお伺いいたします。

以上、2 点よろしく願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 3 番、清水明議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、日原地区ヘリコプター緊急離着陸場の整備の必要性についての一般質問にお答え申し上げます。

現在、町には奥多摩消防ヘリポートを初め 6 カ所のヘリポートと、登計原グラウンド、古里小学校の 2 カ所の「緊急発着場」が設置され、「東京都地域防災計画」に登録をされております。このうち、奥多摩消防ヘリポート、雲取山ヘリポートの 2 カ所が、緊急以外の平常時にもヘリコプターの発着のため使用可能な「飛行場外離着陸場」（臨時発着場）として、国土交通大臣の許可を得ており、それ以外の場所は火災、救助など災害時の消防活動に際し発着できる緊急離着陸場として指定されております。ほかには、離発着はできませんが、災害時にヘリコプターによるホバリング（空中停止）可能地点が山頂付近などに設置されております。

ヘリコプターは震災・災害時において、道路交通の機能が制約される中で、災害対策要員や負傷者等の緊急輸送、医薬品の搬送、救援物資の搬送など、機動力のある緊急輸送手段として有効であるとされております。

日原地区には、雲取山ヘリポート及び東京都水道局が設置した滝谷ノ峰ヘリポートが設置されておりますが、いずれも山頂付近にあり、林野火災及び山岳救助等の災害に対応するためには有効であるものの、人家からは離れている状況にあります。

この日原地区の防災対策に対するヘリポートの設置につきましては、平成 24 年 6 月 8 日に大沢・平石橋付近において発生した落石により、発生日当日から 7 月 3 日までの長期間にわたり日原街道が通行どめとなり、日原地域住民 67 世帯 121 人が孤立化をするなど、地域住民の方々や通勤者の皆さんが不便な生活を強いられました。

このようなことから、日原自治会では住民を対象にアンケート調査を実施し、その上で、「ヘリポートの整備」と「都道の代替道路の整備」について、回答が多く寄せられたことから「陳情書」が提出され、町議会において採択をされました。

また、平成 26 年 2 月 8 日の大雪では、9 日未明に数カ所の雪崩があり、除雪が終了するまでの間、14 日の未曾有の大雪では、当日の午後 6 時から 22 日の午後 6 時まで日原街道が通行どめとなり、日原地域が孤立化する状況となったことから、総合的な状況判断により自衛隊の派遣を要請し、地域住民に与える影響や被害を最小限にとどめたところではありますが、自然災害の恐ろしさについて身をもって体験したところでもあります

日原ヘリポートの設置につきましては、地域の悲願であり、議会におきましても一般質問など、何度もご質問をいただいておりますが、ヘリポートの設置については、一定の面積、位置等が重要であることから、設置場所を検討するとともに、東京消防庁のヘリコプターによる試験飛行も行いました。その結果、町、東京消防庁、東京都防災部とで検討を行いました。日原地域は急峻な地形が多く、ヘリポートの候補地としていた「君平」についても、常設のヘリポートを設置する面積を確保することは困難であると判断されました。

このため、現時点においては、災害時には、旧日原小学校校庭に自衛隊により災害対策要員や、救援物資を投下したこともあり、また、近年、東京消防庁では山岳事故の際、山頂付近でホバリングにより救助活動を行っている実績もあることから、当面はこれらの方法により対応することとしております。

日原地区は、日原鍾乳洞に多くの観光客が訪れることから、住民と観光客の双方の「安心・安全」を図る観点からも、今後は常設のヘリポートではなく、災害時の消防活動に際し有効的に活用できる「緊急離着陸場」として整備をしていただくよう、引き続き強く要望してまいります。

次に、「人口減少社会といわれる中、町の長期計画期間中の税収、地方交付税及び東京都からの財政支援である総合交付金について、財政フレーム上の考え方、見通しについて」であります。町の長期総合計画は 10 カ年を計画期間とし、まちづくりの将来目標を実現するための基本方針である「基本構想」を頂点に、その基本構想を実現するための具体的な施策の方向性を示す基本計画から構成されております。

この基本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの「前期基本計画」と、平成 32 年度から平成 36 年度までの「後期基本計画」をそれぞれ 5 カ年に分け、前期計画期間終了時に時代環境の変化を踏まえ、後期計画を策定することとしております。

さらに、基本構想及び基本計画に基づき、施策を計画的・効率的に推進していくため、実施計画を策定しております。

この実施計画は、初年度となる平成 27 年度に 5 カ年の計画を策定し、その後、2 年度目の平成 28 年度は 4 カ年の計画を、3 年度目以降は 3 カ年ずつのローリング方式による計画

策定を行います。

計画の見直しは毎年度、各課から提出のあった翌年度以降の事務事業計画をベースに、その事業内容や事業費と財源手当等を考慮しつつ策定いたしますが、各年度の予算編成を行う基礎資料として策定するもので、町の「財政フレーム」とは、実施計画上の財政フレームを指しております。

さて、町の当初予算における町税額の推移は、過日、配布いたしました「平成 28 年度奥多摩町当初予算（案）の概要」にも示してあるとおり、平成 21 年度の 9 億 987 万 3,000 円から平成 28 年度までの 7 億 2,324 万 4,000 円の間、額にして 1 億 8,662 万 9,000 円の減となっております。率にいたしまして 20.5%の減少であります。

この理由は、個人町民税における納税義務者の減少や個人所得の伸び悩み及び固定資産税における土地評価額の下落等が主なものと考えられます。特に生産年齢人口の減少は、年少人口の減少や高齢化率のさらなる上昇につながり、税収面や地域コミュニティーのあり方にも大きな影響を与える課題となっております。

このような状況の中、町では「少子化・若者定住化対策事業」を初めとして、多面的に各種の施策を展開して人口減少の緩和に努めておりますが、全国的な傾向及び町の長期総合計画でも示しているとおり、人口減少に伴う税収の減額は今後も避けられないものと考えており、現在の財政フレーム上では、漸減する方向の見立てをしているところでございます。

次に、地方交付税について申し上げますが、地方交付税は、地方公共団体が等しくその行うべき事務を執行することができるよう、一定の基準により国が交付する税であります。地方交付税には、「普通交付税」と「特別交付税」がありますが、国におけるそれぞれの配分割合は、普通交付税が 94%、特別交付税が 6%とされており、町における平成 26 年度決算ベースの交付状況は、普通交付税が 14 億 5,364 万 7,000 円、特別交付税が 1 億 5,060 万 5,000 円となっております。

平成 25 年度以降の普通交付税は、14 億円超の交付額となっており、町における 2 番目に大きな財源となっております。過去には、平成 11 年度に 16 億 1,209 万 6,000 円と最も多額の交付がありましたが、平成 16 年度には、「三位一体の改革」に伴う地方財政ショックにより大きく減額され、平成 19 年度までの 4 年間は、10 億円台の交付額となった厳しい時期がありました。

さて、財政フレーム上の見通しについては、制度改正等、国の動向に注視することはもちろんですが、町においては、人口の減少も懸念されるところであります。これは、普通交付税の算定上、多くの費目で人口が測定単位となっており、国勢調査の人口が用いられるためであります。ご承知のように平成 27 年は国勢調査が実施され、平成 28 年度算定から、当該調査時の人口が採用されます。国の速報値を考慮しますと、当初予算計上額は予算割れを起こさない範囲内で見込んでいく必要があります。

最後に、東京都市町村総合交付金について申し上げます。この交付金は、市町村が実施する各種施策に要する経費の財源補完を通じて、市町村の経営努力を促進し、自主性・自立性の向上に資するとともに、地域の振興を図り、もって市町村の行政水準の向上と住民福祉の増進を図ることを目的としております。

町における平成 26 年度決算ベースの交付状況は、16 億 3 万 2,000 円であり、これは町歳入における都支出金のおよそ半分を占め、地方交付税とほぼ同額となる、町にとって最も重要な財源であります。

都における平成 28 年度の市町村総合交付金の予算額は、前年度比 7 億円、1.4 パーセント増の 490 億円となっており、町においても平成 21 年度以降は、毎年度 14 億円を超える大きな交付額となっております。

この交付額の算定に当たっては、市町村の財政状況、行財政運営及び特別事業等が勘案され交付されますが、財政フレーム上の考え方、見通しといたしましては、地方交付税と同様に、当初予算計上額の範囲内で予算割れを起こさないよう見込んでいくこととなります。それと同時に東京都とも綿密な連携を図りながら、貴重な財源を今後も確保できるよう最大限の努力をしていく所存であります。

以上から、財政フレーム上の考え方としましては、予算ベースを基礎として実施計画を策定し、各種法令の定める市町村の行政サービスを初め、町独自の「少子化」、「若者定住化対策」、「高齢者対策」など、必要な事務事業の執行に支障を来さないよう、毎年度の予算を確実に編成していくことが肝要であると考えております。

また、決算見込み額の比較では、プラスとなり得る財源については、年度途中の財政需要にも対応できるよう、また、後年度の税収減対策を初め各種基金への積み立てができるよう、将来を見通した財政フレームを念頭に置き、計画的に策定をしていく所存であります。

次に、この計画期間中のふるさと納税と次年度から予定されている企業版ふるさと納税制度について、同様に収支計画上の考え方、見通しについてであります。当町におけるふるさと納税制度は、平成 22 年度からスタートしており、平成 22 年度から平成 24 年度までは年度 1 件ずつあり、平成 25 年度は 22 件で 10 万 5,000 円、平成 26 年度は 44 件で 39 万 7,000 円、平成 27 年度につきましても、現時点では前年度と同程度の寄付額を見込んでおります。

全国的には大きな収入を得ている市町村もあり、マスコミでもクローズアップされておりますが、当町においては、制度スタートからは申込件数、金額ともに増えているものの、新しい施策を打ち出せるまでの財源には達していない状況と言えます。したがって現時点では、収支計画上の重要な財源としての位置づけはなされておりましたが、今後、PR 方法や返礼品の見直しなどにより、大きくさま変わりしていく要素は十分に含んでいると考えますので、検討を進めてまいりたいと考えます。

一方、住民が他市町村へふるさと納税を行っているケースもあり、町全体としてふるさと納税の収支はどうなっているのか、今後、あわせて分析を進めてまいりたいと考えます。

次に、企業版ふるさと納税制度ですが、この制度は平成28年度から平成31年度までの4年間の臨時的措置とされ、地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して、法人がその事業の趣旨に賛同し行った寄付について、現行の寄付金の損金算入措置の30%に加え、新たに「企業版ふるさと納税」として、法人事業税・法人住民税及び法人税の3税から30%の税額控除を行うもので、あわせると約60%の税金が軽減されることとなっております。

この制度は、企業による地方への資金移動を増やし、企業の創業地への貢献や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進することで、地方の活性化につなげる狙いがあるとしております。

現時点で、町を応援してくれる「町外」の企業が、どの程度あるか把握することはできませんので、今後の収支計画上への具体的な金額の反映は困難であります。引き続き制度に関する情報収集を行い、財源確保の一助になるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（須崎 眞君） 清水明議員、再質問はありますか。

○3番（清水 明君） 再質問でございませぬが、町長のふだんよく言われている財源的裏づけということで、計画の段階からそういった裏づけがあるということ、まず確認をさせていただきました。

1点お願いがございます。先ほどの日原地区のヘリコプターの緊急離着陸場の整備でございますけれども、これは住民の皆様の生命にかかわる可能性がございます。町長の施政方針では、高齢者の安全・安心、住民の安全・安心について言及されております。ぜひ早期の整備をお願い申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、3番、清水明議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、午後3時35分から再開とします。

午後3時20分 休憩

午後3時35分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、宮野亨議員。

〔6番 宮野 亨君 登壇〕

○6番（宮野 亨君） 6番、宮野でございます。

それでは、奥多摩町の魅力発信・PR方法について質問させていただきます。

2015年1月から10月の訪日外国人旅行者数は、前年同期比48.2%増の1,631万6,900人でした。外国人を含めた、より多くの人に奥多摩町を知ってもらうために、観光情報の提供は大胆な方法で取り組んでいただきたいと思います。

新たなPRの方法の一つとして、わさびーを使った町のプロモーションビデオを作成し、役場もしくは観光協会の外壁にテレビモニターを設置し、常に情報を発信することや、ホームページのトップ画面にインパクトのある動画を取り入れることが必要と考えます。

2020年の東京五輪・パラリンピックにかけて多くの観光客を取り入れるために、プロモーションビデオ作成・テレビモニター設置をしていただきたいと思います。

現在、町としてどのような施策を行っておりますか。また、具体的な案があればお聞かせください。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 6番、宮野亨議員の奥多摩町の魅力発信・PR方法についての一般質問にお答え申し上げます。

平成28年1月19日に政府の観光局が発表しました2015年の訪日外国人観光客数は、1,973万7,400人であり、過去最高であった2014年の1,341万3,463人を大幅に上回り、3年連続で過去最高を更新いたしました。

国では、平成26年6月に発表した、観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014において、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます2020年に、訪日外国人観光客数2,000万人を目指すとされておりましたが、今回の実績が目標値と遜色ない状況となったことを受け、安倍首相は昨年末、「次なる目標は3,000万人の高みであり、観光立国を進めることは、地方創生につながっていく」と発言しております。

また、東京都におきましても、平成26年12月に発表しました、東京都長期ビジョン及び外国人旅行者の受入環境整備方針では、2020年には、東京都を訪れる外国人旅行者数を1,500万人とし、2024年には1,800万人とする目標を掲げております。

町においても、ここ数年は訪れる観光客が増加傾向にあり、外国人旅行者も多く見受けられ、この傾向は、観光立町を標榜する町にとっても喜ばしい状況であると考えております。

観光客が増加した要因としては、これまでの継続的に行ってまいりました観光に関するハード・ソフト両面の整備のたまものであると考えております。

さて、ご質問の1点目、2020年の東京オリンピック・パラリンピックにかけて多くの外国人観光客を取り入れるため、わさびーを使ったプロモーションビデオを作成し、役場や観光案内所、あるいは、町のホームページで放映してはとのご質問についてでございます

が、東京オリンピック・パラリンピックに向け、外国人旅行者が増加している現在、より多くの外国人旅行者に当町を訪問していただきたいと考えております。

プロモーションビデオを作成し、役場や観光案内所で放映することは、そのための一つの方法であると考えております。しかし、旅行者の大半は、訪日前に滞在期間や訪れる場所について、雑誌・インターネットなどを通じて事前に調べ訪日しております。このことから、まずは当町を訪問していただけるようにすることが重要であるとともに、その方法として、インターネットや訪問者の多い都心などで情報PRを行うことが重要であると考えております。

町では昨年春に1分間のPRビデオを作成し、東京都交通局にご理解とご協力をいただき、地下鉄大江戸線では平成27年4月6日から、新宿線では平成27年5月13日から、いずれもこの3月6日までの間、電車内にモニター放映をしていただきました。

また、日本語・英語・中国語・韓国語の4言語を作成しております観光パンフレットにつきましても、羽田空港・京成上野駅・都庁の3カ所にございます東京都観光情報センターで配布を行っております。

プロモーションビデオにつきましては、本格的なものを作成し、このような場所や世界最大の無料動画サイトである「ユーチューブ」や「ヴァイン」、「デイリーモーション」など、海外の無料動画サイトなどにアップすることが必要であると考えております。

しかし、地下鉄で放映しましたPRビデオにつきましては、スライド形式で、町職員と観光協会職員が協力して作成したもので、費用は発生しておりませんが、本格的なPRビデオを作成するには大きな費用が必要となります。また、施設等が新しくできたり、改築されたりした場合には、撮り直しが必要になることなどの問題もございます。

町では、今年度、東京都に創設していただきました「内水面漁業環境活用整備事業」におきまして、「町営釣場」をインバウンド対応も含めリニューアルする計画であり、また、現在、「ドローン特区」を申請中で、許可後には空撮なども取り入れたPRビデオの作成も可能となります。したがって、プロモーションビデオの作成につきましては、特区許可後に作成の有無も含め、検討課題とさせていただきたいと考えます。

次に、東京オリンピック・パラリンピックに向けて町が現在行っている施策はについてありますが、外国人旅行者が急増する中、東京都が作成しました外国人旅行者の受入環境整備指針では、受入環境整備のための五つの視点としまして多言語対応の改善・強化、情報通信技術の活用、国際都市としての標準的なサービスの導入、多様な文化や習慣に配慮した対応、安全・安心の確保の五つを掲げております。この計画は、東京都自身が全て行うのではなく、区市町村や民間事業者などにも、その役割の一部を担ってもらうことを期待しております。

このうち、区市町村につきましては、地域の特色や実情に応じて、五つの視点に基づき、受け入れ環境を整備して行くことを期待しております。

現在、町では、多言語対応の改善・強化に基づき、昨年11月から観光案内所において、週末の一部など、限定的ではありますが、英語で説明できるスタッフを配置いたしました。結果としましては、英語圏の方だけに限らず、英語教育が盛んな韓国や台湾からの旅行者も英語で会話が成立することから、好評をいただいているところであります。

これまで英語でご案内した旅行者は、2,100名に上がります。平成28年度におきましては、さらに英語案内を強化するための予算を当初予算案に計上しております。

また、情報通信技術の活用については、国の地方創生先行型事業を活用し、町内5駅周辺に屋外設置型の無料Wi-Fiの整備を進めております。この整備では、接続回数や利用時間の拡大、多言語化を行うとともに、Wi-Fiエリア以外でも情報が見られるよう、多言語観光パンフレットの電子化を図り、ダウンロードできるようにカスタマイズを進めております。

さらには、内水面漁業環境活用整備事業では、大丹波・氷川・大沢の三つの町営釣場に、多言語のインフォメーションシステムと多言語会話のためのツールとして、翻訳機能を備えたタブレット端末を整備するための予算を当初予算案に計上いたしました。

なお、平成28年1月12日に総務省と国土交通省所管の観光庁が共同で発表しました現況調査では、外国人旅行者が旅行中に困ったことの1位に無料公衆無線LAN環境を挙げておりますが、町では、このような取り組みを他市町村に先駆けて実施しているところであります。

いずれにいたしましても、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、外国人旅行者受入のための環境整備をより一層推進してまいります。

議員から提案ありました観光に対するPRというのは、一日一日進歩しておりますので、今後もそれに沿って着実に推進してまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎 眞君） 宮野亨議員、再質問はありますか。

○6番（宮野 亨君） 再質問ではございませんが、ご答弁ありがとうございます。空撮による、この奥多摩は広い94%、この山を空撮で撮り方によってはすごく迫力ある映像が撮れると思うんです。ぜひ世界に向けて、関東地区じゃなくて、世界に向けて情報発信のほうを、ひとつよろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、6番、宮野亨議員の一般質問は終わります。

以上で、日程第2、一般質問は全て終了しました。

次に、日程第3、陳情第1号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情書を議題とします。

本件については、去る3月8日、総務文教常任委員会に審査が付託され、3月9日に審査が終了しております。

本日、お手元にその結果が報告されております。審査の経過及び結果について、総務文教

常任委員長、高橋邦男議員よりご報告願います。

高橋邦男議員。

〔総務文教常任委員長 高橋 邦男君 登壇〕

○総務文教常務委員長（高橋 邦男君） では、総務文教常任委員会の陳情審査報告をいたします。

当委員会は、3月8日に開会の第1回定例会第1日に審査を付託された、陳情第1号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情書について、3月9日、委員全員と総務課長の出席のもと、審査を行いました。

まず、担当課長の説明を求め、事務局長から近隣自治体の状況報告を受けた後、直ちに審査に入りました。

委員に意見を求めたところ、年金積立金の運用が昨年の第二四半期では7兆8,000億円の赤字が出たという報道がされましたが、累積では約50兆円の収益となっており、専門家で構成されている運用委員会がさまざまなリスクを組み合わせる資産構成割合を決めていることから、この割合を地方議会が判断することはできないと考える。

長期的な観点から、安定的な運用やガバナンス体制をとるべきと考えるが、国債中心に運用することは疑問である。

GPIFの自主運用については、厚生労働省の審議会において、当面は認めず現状維持することが望ましいとされ、見送られた。厚生労働省では、公的年金改革の関連法施行後、3年をめどに再検討するということでもあります。などの意見が出され、採決の結果、趣旨採択とすべきものが挙手多数となり、当委員会としては、陳情第1号については、趣旨採択とすべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任委員会の陳情審査報告を終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、総務文教常任委員会の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

陳情第1号、総務文教常任委員長報告について、所管外であれば質疑をお願いいたします。

1番、大澤由香里議員。

○1番（大澤由香里君） 1番、大澤です。

意見書を挙げない趣旨採択になった理由として、7兆8,000億円の赤字が出たけれども累積では50兆円の黒字になっている。地方議会としては意見書を挙げるものでもないというご意見でしたが、趣旨採択ということで反対はしませんけれども、一言ご意見を申し上げたいと思います。

年金積立金は国民が毎年こつこつ支払う保険料が元手です。国が大切に管理し、高齢者の生活を安定させるために使われるべき国民の貴重な財産です。変動が著しい株式市場で

運用することは、積立金を大きなリスクにさらすものであり、安全運用の原則からの重大な逸脱です。

厚労省の発表は現在、禁止されている公的年金の積立金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人、いわゆるGPIFによる株式の直接売買の会計を見送るというもので、株式の運用枠を減らすものではありません。

今回、提出された陳情は、厚生年金保険法、国民年金法、年金積立金管理運用独立行政法人法による年金積立金は、被保険者の利益のために長期的な観点から、安全かつ確実な運用を堅持すべきものであるという基本的な要請に沿ったものであり、年金の株式運用による大きな損失が国民に転嫁される危険性をはらんでいる以上、地方といえども曖昧にはできない問題であります。

本来なら採択して、町民の声として意見書を挙げるべきものでありますが、趣旨は採択するという事ですので、あえて反対はいたしません、一言意見を申し述べさせていただきます。

○議長（須崎 眞君） ほかに質疑はありますか。ほかにありませんか。

（質疑なし）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、陳情第1号の総務文教常任委員長報告についての質疑を終結します。次に、陳情第1号について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決いたします。

日程第3、陳情第1号について、総務文教常任委員長の報告は趣旨採択とすべきものでありますが、これに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。

よって、陳情第1号については、本陳情を委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

次の本会議の予定は、3月23日となっておりますので、あす3月12日から22日までの11日間は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、あす3月12日から22日までの11日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議4日目は、3月23日、午前10時より開議しますのでご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦勞さまでした。

午後 3 時 55 分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員